

# 山形県社会的養育推進計画

令和2年3月

山形県



## 目 次

1. 山形県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の体系	2
(3) 「家庭養育優先原則」の徹底の3本柱と目指す姿	2
(4) 計画の期間及び計画の見直し時期	3
◆参考資料【用語の解説】	4
2. 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）	5
(1) 山形県社会的養育推進計画策定への、当事者である子ども（社会的養護経験者）の参画について	5
(2) 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護	6
◆アンケート資料1【子どもへのアンケート調査 実施方法】	8
◆アンケート資料2【家庭養育優先原則に関する子どもの意見】	9
◆アンケート資料3【意見聴取に関する子どもの意見】	13
3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた山形県の取組み <3本柱①>	14
(1) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組み	15
(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み	19
4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	20
(1) 本県の状況	20
(2) 推計の考え方	22
(3) 推計の結果	23
(4) 里親等委託が必要な子ども数の見込み	24
5. 里親等への委託の推進に向けた取組み <3本柱②>	27
(1) 本県における里親等委託率の数値目標、及び里親等への委託子ども数の見込み	27
(2) 県内の里親の状況	29
(3) 必要な里親数の確保の見込み	31
(4) フォスタリング業務（里親に関する業務）の包括的な実施体制の構築	32
◆アンケート資料4【養育里親、FHに関する子どもの意見】	35
6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み <3本柱②>	36

7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた 取組み < 3本柱③ >	38
(1) 施設（乳児院・児童養護施設）で養育が必要な子ども数の見込みと施設 の定員数の計画値	38
(2) 小規模かつ地域分散化に向けた取組み	40
(3) 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み	42
◆アンケート資料5【児童養護施設に関する子どもの意見】	44
8. 一時保護改革に向けた取組み	46
(1) 一時保護の必要定員数	46
(2) 一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数	48
(3) 一時保護専用施設の確保について	50
(4) 一時保護の環境及び体制整備について	51
(5) 一時保護所における子どもの権利擁護の取組みについて	52
(6) 一時保護に関わる職員の育成の取組みについて	53
◆アンケート資料6【一時保護所に関する子どもの意見】	55
9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み	57
(1) 子どもの自立支援事業の実施	57
(2) 自立援助ホームの実施	59
◆アンケート資料7【自立支援に関する子どもの意見】	60
◆アンケート資料8【自立に関わる児童養護施設退所者の意見】	62
10. 児童相談所の強化等に向けた取組み	66
(1) 山形県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組み	66
(2) 中核市の児童相談所設置に向けた取組み	68
◆【山形県社会的養育推進計画 検討の経過】	70

## 1. 山形県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

### (1) 計画策定の趣旨

虐待を受けた子どもや何らかの事情により、実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）（以下、「改正児童福祉法」という。）では、昭和22年の児童福祉法制定時から見直されていなかった理念規定が改正されました。

新たな理念規定においては、子どもが権利の主体であることが位置付けられ（第1条）、子どもの最善の利益が優先して考慮されること（第2条）、子どもの「家庭養育優先原則」（第3条の2）等が明記されました。

こうした改正児童福祉法の理念を具体化するため、平成29年8月には厚生労働省が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。「新しい社会的養育ビジョン」では、掲げられた改革の工程と数値目標に基づく取組みを通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められています。

また、平成30年7月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月厚生労働省子ども家庭局長通知）が示され、平成23年7月に国により示された「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定した都道府県計画を全面的に見直し、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することとされました。

これを受けて、山形県では平成27年3月に策定した「山形県家庭養育推進計画」を全面的に見直し、本県の実情を踏まえた実効性のある里親等委託率を設定し、本県の全ての子どもの最善の利益の実現に向け、山形県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示した「山形県社会的養育推進計画」を策定しました。

## (2) 計画の体系

1. 山形県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
2. 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）
3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた山形県の取組み
4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
5. 里親等への委託の推進に向けた取組み
6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組み
7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
8. 一時保護改革に向けた取組み
9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
10. 児童相談所の強化等に向けた取組み

## (3) 「家庭養育優先原則」の徹底の3本柱と目指す姿

山形県では、改正児童福祉法の理念に則し、権利の主体である子どもを中心に位置付け、県民、保護者、県・市町村、関係機関が共に子どもを支えながら、心身共に健やかに育成していく社会を目指し、「家庭養育優先原則」の徹底を図る、以下の3本柱により社会的養育の体制整備を推進していきます。

①「家庭」において心身共に健やかに養育されるよう、在宅支援を推進  
(体系3)

②「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、養子縁組、里親やファミリーホームへの委託を推進(体系5、6)

③「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、施設の小規模かつ地域分散化(グループホーム等)を推進  
(体系7)

※児童相談所が3本柱をはじめとする施策推進の中心的役割を果たすとともに、関係機関と連携しながら社会的養護が必要な子どもの自立を強力に支援

子どもの自立支援の推進

《目指す姿》

『すべての子どもが社会全体に支えられ、将来の夢と希望を実現し、自立して暮らせる山形県』

#### **(4) 計画の期間及び計画の見直し時期**

- 計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。
- 令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、目標を設定します。
- 計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、中間年の令和6年度末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、計画の見直しを行います。

(参考資料)

## 【用語の解説】（「新しい社会的養育ビジョン」より抜粋）

### ○『社会的養育』

社会的養育の対象は全ての子どもであり、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までが対象となる。

社会的養育は、子どもの権利、子どものニーズを優先に、家庭のニーズも考慮して行われなければならない。

全ての子どもやその家族、特に虐待を受けたり貧困状態にある子どもやその家族に対して、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切れるようなライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立が求められている。

新たな社会的養育という考え方では、その全ての局面において、子ども・家族の参加と支援者との協働を原則とする。

### ○『社会的養護』

通常の養育支援や子どもへの直接的な支援は、保護者とサービス提供者の契約で行われているため、開始と終了が保護者の判断や意向に委ねられている。一方、保護者や子どもの意向を尊重しつつも、子どもの成長発達保障のためには、確実に保護者の養育支援ないし子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断する場合がある。この場合、サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態を社会的養護と定義する。

また、保護者と子どもの分離が必要な事情があり、分離した後の代替養育を公的に保障しサービスを提供する場合は、措置・契約の形態如何にかかわらず、社会的養護に含める。児童相談所の行政処分（在宅指導措置を含む）はもとより、自立援助ホーム、契約入所の障害児施設、ショートステイ、母子生活支援施設も含まれる。

### ○『代替養育』

社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合の両者を含むが、分離している場合を特に代替養育と呼ぶ。

### ○『里親等委託率』

代替養育を受けている子どものうち里親及びファミリーホームに委託されている子どもの割合。

## 2. 当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー※）

※アドボカシー：権利の「擁護」「代弁」

改正児童福祉法では、第1条において、子どもが権利の主体であることが明記されました。

「新しい社会的養育ビジョン」においても、児童福祉審議会による子どもの権利擁護の審査体制の構築、社会的養護を受けている子どもに関して定期的に意見を傾聴し、意見表明支援や代弁をするアドボカシー支援体制の構築など、子どもの権利擁護の推進に向けた取組みを行うことが示されています。

これを踏まえ、本計画においても、子どもの権利擁護の観点から、子どもの意見表明、アドボカシーに配慮した具体的な取組みについて策定するものです。

### （1）山形県社会的養育推進計画策定への、当事者である子ども（社会的養護経験者）の参画について

#### 【基本的考え方】

○本計画の策定において当事者である子どもの参画を得て意見を求め、項目毎の具体的な県の取組みに反映していきます。

#### 【現状】

○本県では、計画策定に当たり、当事者である子どもの意見を求めるため、児童養護施設・里親・ファミリーホームに措置されている小学4年生以上の児童164人（回答146人、回答率89.0%）と、児童養護施設退所者43人（回答25人、回答率58.1%）にアンケートを実施しました。（実施方法は8頁「アンケート資料1」を、結果は各項目の「アンケート資料2～8」を参照してください。）

○本アンケートは、傾向を探る調査ではなく、意見を広く求める調査として実施しており、自由記述により個別の意見も多く寄せられました。

#### 【課題】

○今後の社会的養護に関する施策の検討においても、子どもの意見を集約し、反映させる取組が必要です。

#### 【取組】

○県は、今後も随時アンケート調査等を実施し、子ども一人一人の声に耳を傾け、社会的養護に関する施策に反映することで、子どもの権利擁護に取り組めます。

## （２）措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護

### 【基本的考え方】

- 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、仕組みづくりに取り組んでいきます。

### 【現状】

- 本県では、平成 26 年度より「社会的養護における安心・安全レベルアップ推進事業」を実施し、施設等と児童相談所が協働しながら、被措置児童等虐待や子ども同士の暴力等の防止等に取り組むことで、安心・安全な生活の場を保障し、子どもの権利擁護を図っています。
- 上記推進事業の一貫として、代替養育を受けている子どもへのアンケートを定期的に行い、子どもからの意見聴取を実施しています。
- 各児童相談所では、児童相談所運営指針に基づき、援助方針の策定において、子ども及び保護者等の意向を聴取し、その意見について検討し、記録に留めています。
- 改正児童福祉法により児童福祉審議会（本県の場合、山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会）が、子どもからの意見聴取等ができることとなりましたが、具体的な意見聴取方法、手続きについては未整理となっています。
- 措置に当たっては、児童相談所職員が「子どもの権利ノート(※)」を活用しています。
- 措置や一時保護の際の児童相談所及び施設職員からの説明について、子どもの意見は 13 頁「アンケート資料 3」のとおりです。

※児童養護施設などで生活する子どもに権利を伝え、権利が侵害された時にその解決方法を説明する小冊子

### 【課題】

- 児童福祉審議会等の第三者機関における子どもからの意見聴取等の仕組みの構築が課題です。
- 子どもの権利擁護の観点から、現状に合わせ、適宜「子どもの権利ノート」の内容を見直すとともに、活用の徹底を図る必要があります。

### 【取組】

- 施策の利用の決定（特に代替養育に関する措置とその変更・継続時）に当たっては、子どもに十分な説明がなされることを徹底していきます。
- 今後の国における調査研究の結果を踏まえながら、児童福祉審議会における子どもからの意見聴取方法について整理していきます。

- 「子どもの権利ノート」を活用して、児童相談所や施設等において子どもの権利擁護について説明するとともに、「意見箱」、「アンケート」、「児童相談所職員の定期的な面接」等の取組みにより、更なる子どもが意見を表明しやすい環境づくりを検討し、工夫していきます。
- 今後も子どもへのアンケート調査等により、子どもの権利擁護の実施状況を確認していきます。

(アンケート資料1)

### 【子どもへのアンケート調査 実施方法】

#### (1) 目的

今年度予定されている社会的養育推進計画の策定において、当事者である子どもの意見反映と、代替養育時や一時保護時における子どもの権利擁護の実施状況の把握を目的とし、次の要領でアンケートを行う。

#### (2) 対象者

- ① 児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに措置されている小学校4年生以上の全ての子ども
- ② 児童養護施設から自立した退所者（退所時15歳以上）で、施設から連絡がつく方

#### (3) 実施方法

- ① 措置中の子ども  
中央児童相談所で行う「児童養護施設等における暴力等に関するアンケート調査」に項目を加えて、施設等を通じて実施
- ② 児童養護施設退所者  
連絡の取れる各児童養護施設からアンケートを郵送等で送付してもらい、返信用封筒により直接県に回答
- ③ いずれも回答は任意

#### (4) 実施時期

令和元年5月

#### (5) 回答率

	対象児童人数	回答数	回答率
児童養護施設	146人	134人	91.8%
養育里親	12人	6人	50.0%
ファミリーホーム	6人	6人	100%
児童養護施設退所者	43人	25人	58.1%
合計	207人	171人	82.6%

#### (6) 回答した子どもの学校等

小学校	中学校	高校・その他	大学・専門学校	社会人	未回答・その他	合計
32人 (18.7%)	58人 (33.9%)	55人 (32.2%)	2人 (1.2%)	20人 (11.7%)	4人 (2.3%)	171人 (100%)

(アンケート資料2)

**【家庭養育優先原則に関する子どもの意見】**

(Q1) 家庭と同じような環境(里親、ファミリーホーム、グループホーム)での生活を優先することについてどう思いますか。(選択)

(A1) (複数回答あり)

よい	わるい	どちらとも言えない	未回答	合計
60人(35.1%)	22人(12.9%)	65人(38.0%)	27人(15.8%)	171人(100%)

○「よい」の理由(自由記述)

(里親・ファミリーホームにいる子ども)

◆実際良かったから◆みんないっしょに楽しい◆良い生活を送れるから◆慣れやすくとても良いから

(児童養護施設にいる子ども)

◆施設と普通の家庭は全然違うから世の中を学んだほうが良い◆もとの家庭で生活してもメリットがないから◆一人では生きられない◆普通の家の生活をしたいから◆しかたないことだから◆家庭の日常をいろいろ知れるから◆その親から離れられる◆自由になれるから◆自分一人だと生活しづらいと思うから◆少しでも同じ環境で住めるといいと思うから◆同じ人間だから◆人になれるから◆子どもが不自由だと思わなくなると思ったから◆いっぱいいると楽しい◆将来に役立つと思ったから◆特殊な生活方法に慣れるのはよくない◆いろんな経験ができるから◆将来役立ち、精神的にも落ち着くと思うから◆遊べるから◆良い結果になったから◆施設だと家事など一般的な家庭で学ぶことができないことの方が多いと思うから◆心を改善することができる◆みんなで生活できるから◆寂しさがなくなるから◆一人でいるよりみんなで暮らす方が楽しい◆困らないから◆子ども一人に対して大人が関わりやすいから◆そのまま将来につながるから

(児童養護施設退所者)

◆一般常識を知れる機会が増える◆より家庭らしさが出る◆家族のあたたかさを知れる◆家族以外に話せる人がいるだけでホッとするから◆より普通の家庭に近づけていると思うから◆助けてくれる大人と幸せに暮らせるから◆お手伝いやコミュニケーションをしっかりととれるから◆より家庭に近い環境で自立心が生まれそうだから◆指導や教育が行き届きやすい

○「わるい」の理由（自由記述）

（里親・ファミリーホームにいる子ども）

※「わるい」の回答無し

（児童養護施設にいる子ども）

◆ぜったいしたくない◆遠慮しちゃうから◆一人暮らししたいから◆それなら施設にいたほうがいい◆里親はかわいそう◆両親の代わりにはなれないから◆お母さんから暴力される◆自分の親じゃないから◆知らない家族とは生活やりたくないから◆知らない人だから◆金がもらえない◆無理だから◆知らない人と一緒になるから◆こわい◆やめたほうがいい◆里親などは必ずしもいい人とは限らないから

（児童養護施設退所者）

◆心をひらけなさそう◆（施設は）仲間や相談する人がたくさんいるから◆大人の負担が大きすぎる◆里親が大変だから◆（施設は）多くの子どもと大人がいることで意見交換や気配りがしやすい

○「どちらともいえない」の理由（自由記述）

（里親・ファミリーホームにいる子ども）

◆わかんない。しかたないのかもだけど、子どもにとって虐待より違う環境で暮らす方が苦しいの◆不安になったり、急に友達が変わると・・・

（児童養護施設にいる子ども）

◆わからない（15人）◆なんともいえない（3人）◆どちらにも欠点があるし、良いところもあるから◆子どもがどこで生活したいかは法律で決めるべきじゃなく、子どもの意見で決めた方が良いと思う◆逆に息苦しいけど、外出が自由になるなら良い◆お母さんがいいから◆ここよりもっと楽になりそうだから良さそうだけど、移動がめんどくさい◆人それぞれだから◆親と会えないのはさみしいけど、たくさんの人と話せたり遊べたりできていいから◆少人数化しようが途中から入れば疎外感あるし、職員が足りてないから結論意味なくないですか。給料上げたら？◆いろんな家庭環境があるから◆そーする事でのメリットは何ですか？◆どちらも人と関わられるからいいと思う◆当人の意見を尊重すべき◆どうせ暮らせないなら意味ない◆グループホームで生活してもいいけど、別の学校に行くのは嫌だ

（児童養護施設退所者）

◆違いがわからない◆よくわからない◆親の愛を知らない子にとって里親に愛される経験はとても大切だが、里親に行くことに重きを置きすぎて、子どもの精神の負担になってほしくない◆一緒に住める人を選ぶかどうか

かで違うから◆少人数の方がいいとは思ったが、私は施設の生活はたくさんの人と出会えてとても良かったと思っているから◆子どもにとっては施設というイメージが減るからいいと思うが、職員への負担が増えそうである◆必ずしもうまく信頼関係が築けるか心配◆家庭と同じようにと言っても、他人と暮らすのには変わらないから、施設の時と思うことはそんな変わらないと思う（私は）

(Q 2) あなたは、どこで生活したい（生活してみたかった）ですか。（選択）

(A 2) (複数回答あり)

里親	ファミリーホーム	グループホーム	児童養護施設
23人(13.5%)	9人(5.3%)	14人(8.2%)	66人(38.6%)
その他	未回答	合計	
48人(28.1%)	15人(8.8%)	171人(100%)	

○「その他」の内容（自由記述）

親、家族と暮らしたい	21人
一人暮らしがしたい	6人
親族の家で暮らしたい	3人
どこでもいい	3人
友達と暮らしたい	2人
生きたくない、Wi-Fiのある場所など	—

(以下、児童養護施設退所者のみ対象)

(Q 3) 施設で暮らす子どもたちの権利を守るために、こうなったら良いなど  
 思うことなど、何でも自由に書いてください。（自由記述）

(A 3)

◆施設職員増員等で職員一人当たりの負担が減ってほしい。子どもが職員と過ごす時間が増えると思う◆養護施設で暮らしている時、施設にいることを学校の人等に言うのが嫌でした。かわいそうとか思われるからです。そう思って悩んでいる子が私と同じようにいると思う。施設=かわいそう、とならないようになればいいと思う◆子どもだけでなく、親の責任というものを親に実感してもらうために行政の人々に動いてほしい◆やっぱり施設でよかった◆卒園して数年の子のフォローアップの会とかあってもいいのかと。同士ともまた会っていろいろ話もしたいでしょうし・・・◆親・きょうだい・親せきと交流を増やすべき◆スマホ・Wi-Fiを使わせるべき◆最近『施設』にまとまりがない気がするから団結力をつけてほしい◆子どもの気持ち

を優先し、トラブルを減らせるようになったら良いと思う◆施設で暮らすのは決して楽しいことじゃない、むしろ辛い。施設のルールに縛られずに子どもたちを自由に生活させてやってほしい◆家庭の中でSOSを出している子どもを見つけたらすぐに保護して子どもを守る。死んでしまう子どもをなくしてほしい。職員一人一人が命の大切さ尊さを知ってほしい。沢山の人が子どもたちに寄り添うことを大切に！◆一人暮らしをするためのサポートだけでなく、普段からインターネットなど今の時代に必要な知識を身に付けられる環境が必要だと思います◆親がもっとしっかりするべき◆子どもに対して手を出したり、無視したりなどの虐待を減らして子どもが安心して暮らせるような社会を作っていくって、笑顔で明るい社会にしてもらいたいです◆施設には家庭の問題などでストレスを抱えていたり、精神的な課題を抱える子どもが多く、全員に同じだけの指導が行き届かず、トラブルが起きるケースが多かったように思います。少人数のグループホームを増やしていくことはとても良いと思いました◆毎日毎食ご飯も出て、寝るところもあった。何不自由無く生活できているのは、幸せなことだと思うけど、施設の子たちは、不満とか思っていることたくさんあると思うから、少しでも話を聞いてあげるなどしてほしい

(アンケート資料3)

**【意見聴取に関する子どもの意見】**

(Q4) あなたは、児童相談所に一時保護されたときや施設で生活することになったとき、児童相談所や施設職員から十分に理由を説明されましたか。(選択)

(A4)

はい	いいえ	どちらとも いえない	未回答	合計
68人	32人	35人	11人	146人
46.6%	21.9%	24.0%	7.5%	100%

(Q5) 説明された内容は、自分の気持ちとちがうところはありましたか。(選択)

(A5)

ある	ない	わからない	未回答	合計
20人	29人	19人	11人	79人
25.3%	36.7%	24.1%	13.9%	100%

(Q6) 自分の気持ちがちがうということを、児童相談所や施設の職員に伝えることはできましたか。(選択)

(A6)

はい	いいえ	どちらとも いえない	未回答	合計
20人	2人	1人	6人	29人
69.0%	6.9%	3.4%	20.7%	100%

(Q7) 自分の気持ちを伝えたいけれども、思いどおりにいかなかったことはありましたか。(選択)

(A7)

ある	ない	わからない	未回答	合計
12人	7人	1人	8人	28人
42.9%	25.0%	3.6%	28.6%	100%

## 《家庭養育優先原則の徹底の3本柱①》

### 3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた山形県の取組み

改正児童福祉法において「家庭養育優先原則」の理念が規定され、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」と明記され、地域の変化、家族の変化により、社会における家庭への養育支援の構築が求められる中、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して、全ての子どもと家庭を支援するために、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築（市町村子ども家庭総合支援拠点の設置）と支援メニューの充実が求められています。

また、改正児童福祉法では、0歳児の虐待による死亡事例が多い背景として、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていることや産前産後の心身の不調問題があることから、支援が必要な妊産婦の情報を把握した医療機関や学校等は、市町村に情報提供するよう努めることとされましたが、平成28年母子保健法改正により、母子保健施策が「乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものである」ことが明記され、そのような母子保健システムの構築（子育て世代包括支援センターの設置）も必要とされています。

さらに、平成30年3月に東京都目黒区、平成31年1月に千葉県野田市で発生した児童虐待死亡事件の背景に、DV被害があったことを踏まえ、令和元年6月の児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律では、DV対応と児童虐待対応との連携強化が図られました。市町村においても要保護児童対策地域協議会へのDV支援機関の参画など連携強化が求められています。

これらを踏まえ、本計画では、「家庭」において心身共に健やかに養育されるよう、在宅支援の推進を1つ目の柱として位置づけ、市町村の相談支援体制などの整備に向けた県の具体的な支援・取組みを策定するとともに、地域の在宅支援において重要な役割を担う児童家庭支援センターの機能強化及び設置に向けた計画を策定するものです。

## (1) 市町村の相談支援体制等の整備に向けた県の支援・取組み

### 【基本的考え方】

- 「家庭養育優先原則」の理念、及び児童相談所への虐待相談の対応のうち、95%以上が在宅支援となっていることを踏まえ、県は、適切な在宅支援が行われるよう、児童相談所と要保護児童対策地域協議会との連携を強化しながら、市町村の子ども家庭支援体制の構築等を支援していきます。
- 県は、各総合支庁と共に、虐待の防止、早期発見・早期対応のため「子育て世代包括支援センター」と「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置により、市町村において母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目のない支援を行うことができる体制整備を支援していきます。
- 市町村の支援は、常に家庭全体を把握し、家庭の力を引き出すことによる「養育支援」であり、子どもの身近な場所における継続的な支援となります。県では、子どもへの支援が確実に実施されるよう、各市町村の実情・地域性を十分に踏まえた支援を行っていきます。
- 子ども（その保護者）への直接支援も重要であり、市町村の支援メニューが充実するよう支援を行っていきます。
- 母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、「家庭養育優先原則」の理念にも合致する施設です。県は、各総合支庁と共に、DV対応と児童虐待対応との連携強化を踏まえ、市町村での施設活用が図られるよう取り組んでいきます。

### 【現状】

- 平成30年度に本県の児童相談所で虐待認定されたケースの対応のうち96.2%が在宅支援となっています。
- 令和元年8月に県内4地域で市町村意見交換会を開催し、市町村の相談支援体制の現状把握と必要な支援について意見聴取を実施しました。
- 子育て世代包括支援センターは、保護者の総合的相談や支援をワンストップで行う機関であり、妊産婦・母親の孤立感、負担感の解消を課題の一つとし、「母子を支援する父親支援・育成」の視点からも支援を行っており、令和元年度末までに全市町村に設置できるよう、市町村が設置を進めています。県では、センターに配置する母子保健コーディネーターの人材養成研修を実施する等支援を行っており、令和元年度の養成研修では、「妊娠期からの父親支援」も研修科目としております。
- 市町村子ども家庭総合支援拠点の整備については、令和4年度までに全市町村に設置できるよう、市町村が設置を進めています。

【市町村の相談支援体制の現況と目標】

指 標	現況値 (R元.12.1 現在)	目標値
子育て世代包括支援センター	30 市町	35 市町村 (令和元年度末)
市町村子ども家庭総合支援拠点	3 市町	35 市町村 (令和4年度まで)

○子ども(その保護者)への直接支援に関する市町村の支援メニューとしては、以下の取組みが実施されています。

支援メニュー	子育て短期支援事業				乳児家庭全戸 訪問事業	養育支援 訪問事業
	ショートステイ		トワイライトステイ			
	人数	延日数	人数	延日数	実績 (家庭数)	実績 (家庭数)
H28 (実績)	67	326	11	19	6,543	1,611
H29 (実績)	41	169	4	7	6,227	1,573
H30 (実績)	46	283	5	17	5,748	1,737

○子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)については、令和元年度は18市町が児童養護施設等9施設と契約し実施しています。1町については、ファミリーホームと契約しています。

○県内には、いわゆる「ショートステイ里親」を行っている里親はいません。

○母子生活支援施設の活用については、下記の状況です。(市町村アンケートより)

(Q) 母子生活支援施設の活用状況(選択)

(A)

積極的に活用している	4 市町村 (11.4%)
ニーズに応じて活用している	10 市町村 (28.6%)
ニーズがほとんど無い	21 市町村 (60.0%)

○要保護児童対策地域協議会に登録されているケース数は、以下のとおりです。(令和元年7月1日現在)

要保護児童	625人
要支援児童	337人
特定妊婦	20人
合計	982人

○県では、要保護児童対策地域協議会の活動促進と円滑な運営、市町村職員に対する専門性向上のための研修を実施しています。また、児童相談所のスーパーバイザー職員等を派遣し、市町村の相談体制の強化を図っています。

### 【課題】

○市町村職員による「在宅支援」の受入に拒否的な保護者もあり、十分に必要な支援が行えない場合があります。※市町村アンケートでは、「市町村に権限がない」「家庭に踏み込めない」という意見がありました。

○全国の虐待による死亡事例が0歳児に多いことを踏まえ、支援が必要な妊産婦（特定妊婦等）の把握と妊娠期からの支援が重要になります。

○子育て世代包括支援センターについて、人材の確保が困難という市町村の声が寄せられています。

○市町村子ども家庭総合支援拠点の設置や運営について、市町村から以下の声が寄せられています。（市町村アンケートより）

（Q）拠点設置に向けて県（児童相談所）に求める支援は何ですか？

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| （A）①設置方法や運営に関する専門的なアドバイス | 27 市町村（77%） |
| ②専門的な人材の育成支援             | 26 市町村（74%） |
| ③設置・運営にかかる財政的支援          | 23 市町村（66%） |
| ④児童相談所との連携強化             | 12 市町村（34%） |
| ⑤その他（専門的な職員派遣など）         | 3 市町村（9%）   |

○子育て短期支援事業については、児童養護施設・乳児院が近くにないことから、実施に至らない市町村も多い状況です。また、ショートステイ枠を設定している施設もありますが、各施設とも受け入れ可能な人数が少なく、年齢制限もあるため、利便性に課題があります。一方で、利用される方の伸びも小さく、県民への制度周知を行う必要性もあります。

○母子生活支援施設の活用については、ニーズがほとんどないとした市町村が6割あることから、県民への制度周知にも課題があります。

○厚生労働省通知「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について」（令和元年8月1日）に基づき、児童虐待の特性とDVの特性が相互に重複して発生することを踏まえ、要保護児童対策地域協議会へのDV支援機関の参画を促す必要があります。

### 【取組】

○改正児童福祉法により児童相談所の指導措置（児童福祉法第27条第1項第2号）委託として、児童相談所の措置の下、市町村が必要な支援を保護者や子どもに行うことができるようになっており、市町村と十分に連携しながら必要に応じて活用していきます。

- 特定妊婦等の把握及び支援による虐待の防止については、市町村の母子保健分野（子育て世代包括支援センター）と子ども家庭福祉分野（市町村子ども家庭総合支援拠点）の連携や、要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携が不可欠であり、研修等を通じて連携の強化に取り組めます。
- 「子育て世代包括支援センター」については、本県独自の補助事業である「ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業」を実施しながら、引き続き妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の活性化に取り組んでいきます。併せて、「母子保健コーディネーター養成事業」と「子育て支援員研修事業」により、引き続き人材の確保に取り組んでいきます。
- 「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けた支援については、以下の取組みを令和2年度から実施します。
  - ①市町村説明会を実施し、拠点整備について、外部講師の講演や意見交換等の実施により、設置促進を図ります。
  - ②市町村へ児童相談所の専門職員を派遣する「山形県児童相談所スーパーバイザー派遣事業」を活用し、専門的な助言を行うことで市町村拠点の体制強化を図っていきます。
  - ③現在の要保護児童対策調整機関の調整担当者研修の対象を、市町村子ども家庭総合支援拠点の職員に広げて実施し、人材育成を行っていきます。
  - ④各総合支庁において、管轄する市町村の実情に応じ、厚生労働省のマニュアルに沿った助言などの支援を実施していきます。
- 子育て短期支援事業の実施に当たっては、県として「ショートステイ里親」の確保に努めながら、受け入れ可能な施設・里親等を斡旋するなどして、事業実施市町村の拡大を図るとともに、住民への周知を促していきます。
- 山形県子育て推進部子ども家庭課長通知「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について(依頼)」(令和元年8月2日付け子家第565号)に基づき、要保護児童対策地域協議会に、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の参画を促し、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図っていきます。また、連携強化を図る中で、母子生活支援施設の積極的な活用、住民への制度の周知についても促していきます。

## (2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組み

### 【基本的考え方】

- 児童家庭支援センターは、専門的な知識及び技術を有し、地域において児童に関する家庭等からの相談に応じており、「在宅支援」の重要な役割を担っています。県では、引き続き、その設置・運営の支援を行っていきます。

### 【現状】

- 現在、村山地域1か所、庄内地域1か所の県内2か所に設置されています。

### 【児童家庭支援センター設置状況】

(R元.12.1現在)

名 称	設置地	設置年度
児童家庭支援センター シオン	鶴岡市	平成18年度
子ども家庭支援センター チェリー	寒河江市	平成20年度

- 児童家庭支援センターの相談件数は急増(延相談件数 H29年2,594件→H30年4,955件)しています。

- 24時間の相談受付に加え、Eメールでの相談にも対応しています。

- 心理担当職員が配置され、子どもや保護者のカウンセリング等を実施しています。

### 【課題】

- 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景がありますが、センター自体への相談件数が増加している状況となっており、市町村の相談支援体制の構築等を踏まえ、その役割の整理を行っていく必要があります。

- 地域としては、最上地域、置賜地域についてセンターの設置がありません。

### 【取組】

- 県では、市町村の相談支援体制の構築に取り組んだ上で、児童家庭支援センターの役割を整理し、引き続き専門的な機能の充実を支援していきます。

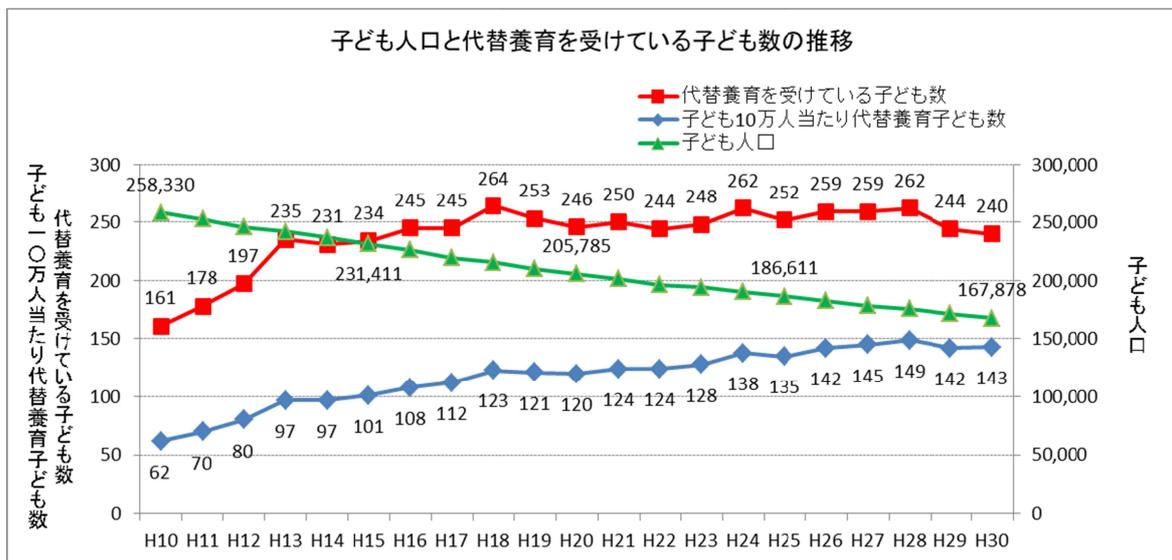
- 未設置の最上地域、置賜地域についても、虐待相談件数等地域の実情を把握しながら設置の可能性について検討していきます。

#### 4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

子どもを保護者と分離し、里親、ファミリーホーム、児童養護施設、乳児院で養育する代替養育について、計画の柱となる里親委託推進や施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組み等を検討するに当たり、代替養育を必要とする子ども数の見込みについて本県の近年の状況を踏まえて算出します。

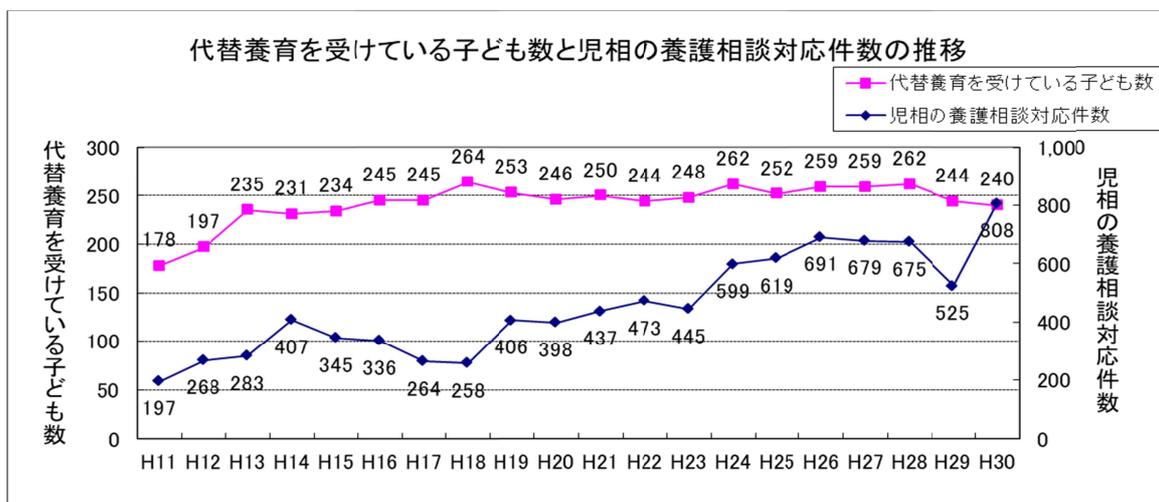
##### (1) 本県の状況

<表1> 代替養育を受けている子ども数の推移



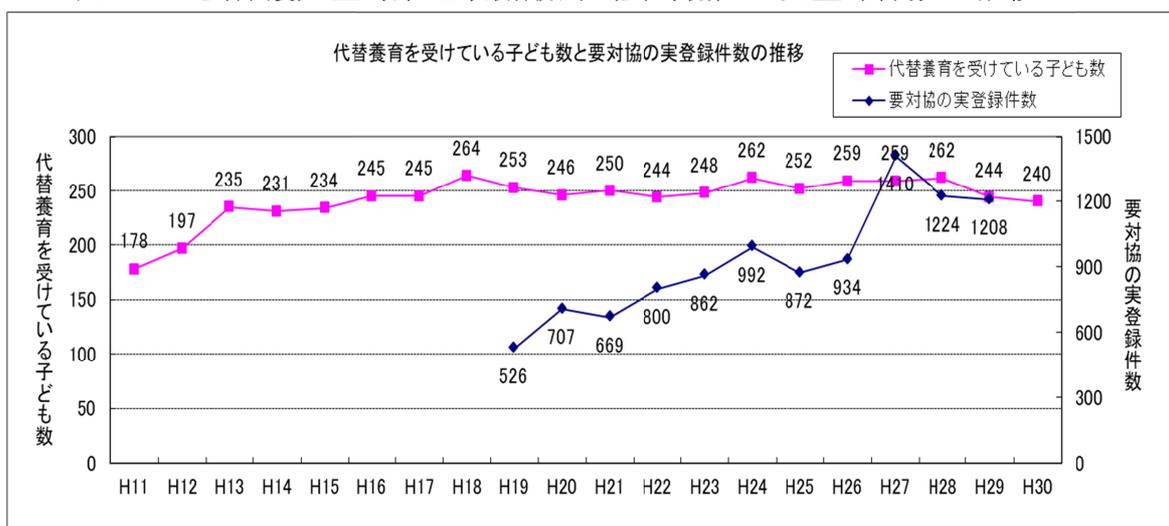
- 現に代替養育を受けている子ども数は、平成13年度以降横ばいから、最近2年間は減少の状況にあります。児童人口が減少(21年間で△35.0%)しているため、子ども10万人当たりの代替養育を受けている子ども数はほぼ一貫して増加しています。
- 代替養育を受けている子ども数は、各年度末の数であり、例年数人～十数人自立し退所となる子どもがいる(29年度17人、30年度14人)ことに留意する必要があります。
- 子ども10万人当たりの代替養育を受けている子ども数の増加率は、平成10年～29年の20年間では年平均4.6%ですが、平成10年～14年の5年間平均は12.1%、平成15年～19年は4.6%、平成20年～24年は2.7%、平成25年～29年は0.64%となっており、その増加率は徐々に鈍化しています。

<表 2> 児童相談所の養護相談対応件数の推移



- 「児童相談所における養護相談（児童虐待相談を含む）対応件数」の伸び率は、平成10年度～30年度では年平均10.0%となっています。一時的に減少している年度もありますが、概ね右肩上がりに増加し、特に平成30年度は急増している状況にあります。
- 「児童相談所における養護相談対応件数」と「代替養育を受けている子ども数」を比較すると、養護相談対応件数の落ち込みが見られる平成17年度～18年度、急激に増加が見られる平成30年度を除き、ほぼ同様の推移をたどっており、正の相関があると考えられます。
- ただし、養護相談対応件数の増加と比較して、代替養育を受けている子ども数の増加はそれほど大きくないことにも留意する必要があります。

<表 3> 要保護児童対策地域協議会（要対協）の実登録件数の推移



- 「要保護児童対策地域協議会（要対協）の実登録件数」の伸び率は、平成 19 年度～29 年度では年平均 9.9%となっています。一時的に減少している年度もありますが、概ね右肩上がりに増加し、平成 27 年度に急増して以後は、高い水準の状況が続いています。
- 「要対協の実登録件数」と「代替養育を受けている子ども数」を比較すると、急激に増加が見られる平成 27 年度を除き、ほぼ同様の推移をたどっており、正の相関があると考えられます。
- ただし、要対協の実登録件数の増加と比較して、代替養育を受けている子ども数の増加はそれほど大きくないことにも留意する必要があります。

## （２）推計の考え方

- 過去 20 年（H10～H29）の推移から、「児童人口」が減少する一方で、「児童 10 万人当たりの代替養育を必要とする子ども数」は、直近 5 年間の増加率（0.64%）が継続するものと想定し、代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出しました。
- 推計の基準となる数値は、平成 30 年度末の措置児童数（240 人）に以下の要素を考慮し 240 人+15 人+11 人の「266 人」で推計を行いました。
- ①見込みが過少とならないよう、代替養育を受けている子どもの年度末の数と年度における最大数の差を考慮し、過去 3 年平均の 15 人を加算。

年度	年度末児童数	年度最大児童数	差
平成 28 年度	262 人	272 人	10 人
平成 29 年度	244 人	265 人	21 人
平成 30 年度	240 人	254 人	14 人
平均	—	—	15 人

- ②潜在的需要の見込みとして、下記の「代替養育を受けていないが、代替養育を必要とする可能性がある」33 人のうち、3 分の 1 に当たる 11 人が代替養育に至ると想定し加算。

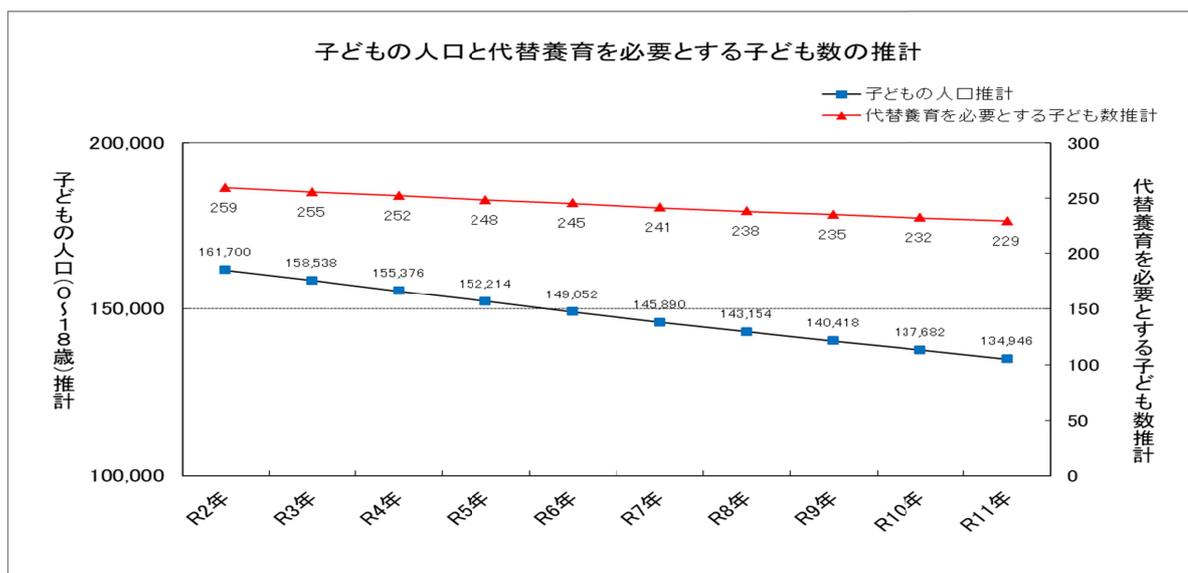
区 分	人 数
現に一時保護している子どものうち、代替養育が必要な子ども数	9 人
在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子ども数	24 人
合 計	33 人

※平成 30 年 11 月 1 日現在、児童相談所が一時保護及び在宅指導を実施している子どもについて、子どもの状態や希望等に基づき判断した場合に、代替養育を必要とする可能性があるかを評価し、子ども数を計上しました。

### (3) 推計の結果

令和 11 年度の代替養育を必要とする子ども数は、現状（平成 30 年度）から 37 人（13.9%）減少の、229 人を見込みました。

<表 4> 子どもの人口と代替養育を必要とする子ども数の推計



- 本県の児童人口(0～18歳)が、平成30年度から令和11年度までに約33,000人(19.7%)減少する影響が大きく、令和11年度の代替養育を必要とする子ども数は、37人(13.9%)減少の、229人と推計しました。
- 平成30年度における県内の児童虐待認定件数が512件(前年度61.0%増)と急増しており、今後の「代替養育を必要とする子どもの数」にどのように影響するか現状では予測が難しいことから、本計画策定後も必要に応じて見直しを行っていきます。
- 年齢区別の推計は表5「子どもの人口の推計」及び表6「代替養育を必要とする子ども数の見込み」を参照してください。

<表 5> 子どもの人口の推計 (単位 人)

区分/年度	現状(H30)	令和6年	令和11年
山形県児童人口	167,878	149,052	134,945
3歳未満(0～2歳)	22,047	19,593	17,739
3歳以上就学前(3～5歳)	23,547	21,309	19,292
学童期以降(6～18歳)	122,284	108,150	97,915

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」

※年齢ごとの数値は平成27年国勢調査の山形県集計結果の割合から算出

<表 6> 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位 人)

区分／年度	現状(H30)	令和 6 年	令和 11 年
児童 10 万人当たり要保護児童数	158	165	170
代替養育を必要とする子どもの数	266	245	229
3 歳未満 (0～2 歳)	22	20	19
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	28	26	24
学童期以降 (6～18 歳)	216	199	186

※現状は平成 30 年度末の措置児童数 (240 人) に潜在的需要等を考慮した数値

#### (4) 里親等委託が必要な子ども数の見込み

国策定要領で定められた【算式 1】及び【算式 2】で算出された数値を明らかにした上で、本県における里親等委託が必要な子ども数の見込みを算出しました。

##### ○推計の結果

令和 11 年度の里親等委託が必要な子ども数は、現状 (平成 30 年度) から 40 人 (78.4%) 増加の、91 人を見込みました。

※推計の考え方は、次項目「5. 里親等への委託の推進に向けた取組み」を参照

<表 7> 里親等委託が必要な子ども数の見込み (単位 人)

区分／年度	現状(H30)	令和 6 年	令和 11 年
里親等委託が必要な子どもの数	51	74	91
3 歳未満 (0～2 歳)	8	12	14
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	11	15	18
学童期以降 (6～18 歳)	32	47	59

※現状は、H30. 11. 1 現在で里親等委託されている子ども数

○国の策定要領に基づく算出数値

【算式1】

入所期間の長期化などの年数基準等に基づき里親等委託が必要な子ども数の割合を「代替養育を必要とする子ども数」に乗じて年度毎に算出。

<表8> 算式1による令和11年度の見込み

里親等委託が必要な子ども数の見込み					
代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）		×	里親等委託が必要な子どもの割合	=	里親等委託が必要な子ども数
3歳未満	19人		66.7%		13人
就学前	24人		93.1%		22人
学童期以降	186人		79.1%		147人
(活用したデータ)					
a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合				20.6%	
b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合				46.7%	
c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数*の割合				74.5%	
*＜乳幼児＞乳児院に半年以上措置されている乳幼児数				4人	
*＜乳幼児＞児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数				8人	
*＜乳幼児＞児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数				7人	
*＜学童期以降＞児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数				127人	

※a～cの活用したデータは平成30年11月1日現在

<表9> 算式1による年度毎の見込み

(単位：人)

区分／年度	割合	現状(H30)	令和6年	令和11年
3歳未満（0～2歳）	66.7%	15	13	13
3歳以上就学前（3～5歳）	93.1%	26	24	22
学童期以降（6～18歳）	79.1%	171	157	147
里親等委託が必要な子どもの数	79.7%	212	194	182

※現状は、H30.11.1現在に基づく

【算式 2】

現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望に基づき（子どものケアニーズにのみ着目し）判断。H30. 11. 1 現在における担当児童福祉司への照会結果に基づき里親等委託が必要な子ども数の割合を「代替養育を必要とする子ども数」に乗じて年度毎に算出。

<表 10> 算式 2 による令和 11 年度の見込み

里親等委託が必要な子ども数の見込み					
代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）		×	里親等委託が必要な子どもの割合	=	里親等委託が必要な子ども数
3歳未満	19人		95.7%		18人
就学前	24人		91.9%		22人
学童期以降	186人		78.2%		145人
(活用したデータ)					
a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合				20.6%	
b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合				46.7%	
c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数※の割合				75.5%	
d. 現に代替養育の対象となっていない在宅の子どもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっている子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合				91.7%	
※現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数（又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であった子ども数）				148人	

※ a～d の活用したデータは平成 30 年 11 月 1 日現在

<表 11> 算式 2 による年度毎の見込み

(単位：人)

区分／年度	割合	現状(H30)	令和 6 年	令和 11 年
3歳未満（0～2歳）	95.7%	21	19	18
3歳以上就学前（3～5歳）	91.9%	26	24	22
学童期以降（6～18歳）	78.2%	169	156	145
里親等委託が必要な子ども数	81.4%	216	199	185

※現状は、H30. 11. 1 現在に基づく

## 《家庭養育優先原則の徹底の3本柱②》

### 5. 里親等への委託の推進に向けた取組み

改正児童福祉法では、子どもの「家庭養育優先原則」が明記され、国及び地方公共団体は、虐待や何らかの事情により児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては、家庭と同様の養育環境、すなわち里親やファミリーホーム（以下、「里親等」という。）での養育が優先されるよう、必要な措置を講じなければならないこととされました。

また、「新しい社会的養育ビジョン」において、里親等委託率の数値目標等が示されましたが、「家庭養育優先原則」を実現するためには、まずは里親委託の前提となる登録里親数の増加が不可欠となっています。

このため、里親等への委託子ども数の見込みを推計し、本県の実情を踏まえた上で、本県における里親等委託率の目標設定を行い、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、2つ目の柱として、里親等委託の推進に向けた計画を策定するものです。

#### (1) 本県における里親等委託率の数値目標、及び里親等への委託子ども数の見込み

【山形県における里親等委託率の目標値】

区分（指標）	現状（H30）	令和6年度	令和11年度
3歳未満（0～2歳）	40.0%	57.5%	75.0%
3歳以上就学前（3～5歳）	42.3%	58.7%	75.0%
学童期以降（6～18歳）	15.9%	23.8%	31.7%
合計	20.6%	30.2%	39.7%

※現状はH30.11.1現在

政府目標値

乳幼児

3歳未満 75%以上（概ね5年以内）

3歳以上就学前 75%以上（概ね7年以内）

学童期以降 50%以上（概ね10年以内）

## 【基本的考え方】

○本県の実情を踏まえつつ、政府の目標を念頭に置き、以下のとおり本県の里親等委託率の目標設定を行った上で、里親等委託の推進に取り組んでいきます。

- ①乳幼児（就学前）については、安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎をつくる時期であることから、優先して里親委託を行うことが必要と考え、政府の示す数値目標に準じて、75%の高い里親等委託率を目標とします。
- ②学齢期以降の子どもについては、家庭内でのトラウマ体験等により里親等の家庭養育に強い不安を持つ児童や、施設での生活を希望する児童がいること、乳幼児の委託を希望する里親登録者が多いという本県の実情も踏まえて、政府の示す数値目標を下回る、31.7%（※）に設定しました。
- ③本県の実情として、養育里親への登録は、養子縁組希望と併せて登録している割合が高く、施設代わりとなる養育里親のみの登録者は37世帯（平成30年度末）とまだまだ不足している状況にあります。子どもと里親の相性もあり、里親委託の不調が生じないように、マッチングができる里親数を増やしていくことも、子どもの最善の利益にとって重要であることから、本県ではいずれの年齢区分においても計画最終年度（令和11年度）を達成期限として設定し、10年間で里親の登録数を確実に増加させながら、里親等委託を推進します。

※子どもへのアンケート（表12参照）では、35.1%の子どもが「家庭養育優先」について「よい」と回答しており、アンケート外の小1～小3についても考慮し、概ね4割の子どもが里親委託を希望すると想定。委託率の高い【算式1】（25頁、表9）の数値（79.1%）の4割相当である31.7%を目標としました。

＜表12＞ 家庭養育優先原則について子どもへのアンケート結果 （単位：人）

回答区分	回答数	家庭養育優先について				どこで生活してみたいか					
		よい	わるい	どちらとも言えない	未回答	里親	FH	グループホーム	養護施設	その他	未回答
児童養護施設退所者	25	10	5	12	1	2	0	5	20	1	1
児童養護施設入所児童	134	43	17	51	23	17	5	8	46	46	12
ファミリーホーム委託児童	6	4	0	2	0	0	4	1	0	1	0
養育里親委託児童	6	3	0	0	3	4	0	0	0	0	2
計	171	60	22	65	27	23	9	14	66	48	15
割合		35.1%	12.9%	38.0%	15.8%	13.5%	5.3%	8.2%	38.6%	28.1%	8.8%

**【里親等委託が必要な子ども数の見込み】**

区分／年度	現状 (H30)	令和 6 年度	令和 11 年度
里親等委託が必要な子どもの数	51 人	74 人	91 人
3 歳未満 (0～2 歳)	8 人	12 人	14 人
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	11 人	15 人	18 人
学童期以降 (6～18 歳)	32 人	47 人	59 人

※現状は、H30. 11. 1 現在で里親等委託されている子ども数

- 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」(表 6) と前述の本県の里親等委託率の目標値により算出した、「里親等への委託子ども数の見込み」は上記のとおりで、現状から 40 人増加する見込みです。

<表 6> (再掲) 代替養育を必要とする子ども数の見込み (単位 人)

区分／年度	現状(H30)	令和 6 年	令和 11 年
代替養育を必要とする子どもの数	266	245	229
3 歳未満 (0～2 歳)	22	20	19
3 歳以上就学前 (3～5 歳)	28	26	24
学童期以降 (6～18 歳)	216	199	186

※現状は平成 30 年度末の措置児童数 (240 人) に潜在的需要等を考慮した数値

**(2) 県内の里親の状況**

- 本県の登録里親数は、表 13 のとおりです。平成 28 年度までは、緩やかに増加していましたが、直近 3 か年は横ばいの状況にあります。
- 本県の里親登録者は、養子縁組里親が 5 割を超えています。また、養育里親であっても、最初の委託は、乳幼児や小学校低学年を希望する場合が多い現状です。
- 養子縁組里親と養育里親の双方に登録している里親が多く、代替養育を行う上で中心となる養育里親のみの登録者は 37 世帯(18 人委託 H30 年度末) の状況で、現状の登録者数は十分とは言えません。
- 4 年間 (平成 26 年度末～30 年度末) の平均増加率は 4.8%となります。

<表 13> 登録里親数の推移 (各年度末時点) (単位 世帯)

里親区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	増加率 (H26→H30)
養育里親	65	72	84	83	83	27.7%
専門里親	8	8	8	10	9	1.1%
養子縁組里親	49	55	61	51	53	0.8%
親族里親	3	2	2	1	1	△67.0%
合計(重複除く)	78	85	96	93	93	19.2%(平均4.8%)

[福祉行政報告例]

○平成 30 年度末では、ちょうど 3 分の 1 の里親世帯に子どもを委託しています。平成 29 年～30 年度の 2 年間で受託率が 10%以上上昇しています。

(表 14 参照)

<表 14> 受託里親数の推移 (各年度末時点) (単位 世帯)

里親区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	増加率 (H26→H30)
養育里親	13	13	15	24	24	84.6%
専門里親	0	0	0	1	1	—
養子縁組里親	1	2	5	3	5	400%
親族里親	3	2	2	1	1	△200%
受託率	21.8%	20.0%	22.9%	31.2%	33.3%	—
合計	17	17	22	29	31	82.4%

※受託率は「受託里親数÷登録里親数」

[福祉行政報告例]

○里親委託数の推移は、表 15 のとおりです。平成 30 年度末では、複数の児童を預かっている里親が 5 世帯あり、31 世帯に 37 人の子どもが委託されています。2 人目以上として委託されている子どもの割合は、5 年間の平均で 18.0%です。

<表 15> 里親委託数の推移 (各年度末時点) (単位 人)

里親区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	増加率 (H26→H30)
養育里親	16	16	23	29	28	75.0%
専門里親	0	0	0	1	2	—
養子縁組里親	1	2	1	3	6	500%
親族里親	4	3	3	2	1	△300%
合計	21	21	27	35	37	76.2%
2 人目以上割合	19.0	19.0	18.5	17.1	16.2	平均 18.0%

[福祉行政報告例]

○ファミリーホームへの委託の状況は、表 16 のとおりです。平成 29 年度は、ファミリーホーム 1 か所が休止（里親委託として継続）しましたが、平成 30 年度から再開しています。

<表 16> ファミリーホーム委託数の推移(各年度末時点)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所
定員 (計)	18 人	18 人	18 人	12 人	18 人
委託児童数	15 人	15 人	14 人	11 人	11 人

[福祉行政報告例]

### (3) 必要な里親数の確保の見込み

- 本項 (1) のとおり、令和 11 年度の里親等委託率の目標を達成するためには、91 人の子どもの里親等委託が必要となります。
- ファミリーホームの現状「3 箇所 18 名定員」が続くと想定した場合、令和 11 年度においては、『73 人』(91 人-18 人) の子どもの里親委託が必要となります。
- その上で「2 人目以上として委託される子どもの割合の平均 18.0%」が続くと想定すると、73 人の子どもの 13 人が 2 人目以上となり、必要な里親は『60 世帯』となります。
- (3) に示した過去 5 年間 (平成 26 年~30 年度) の状況を踏まえ、「登録里親数の平均増加率 4.8%」「平成 30 年度末の受託率 33.3%」が今後も継続する場合、令和 11 年度における里親数の確保の見込みは以下のとおり、「49 世帯」となり、「11 世帯不足」となります。

登録里親数推計 (平均増加率を維持した場合)

(単位: 世帯)

年度	現状	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年 4.8% 増加	93	97	102	107	112	118	123	129	135	142	149

※現状は平成31年4月1日

受託里親数推計 (現状受託率を維持した場合)

(単位: 世帯)

年度	現状	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
33.3% 受託	31	32	34	36	37	39	41	43	45	47	49

※現状は平成31年4月1日

- 里親数の確保のためには、現状を上回る「登録里親数」の増加と、「受託里親数 (受託率)」の増加に取り組む必要があります。
- 本県の里親等委託率の目標達成に向け、「登録里親数の年 5% 増加」及び「40% の受託率」を一つの指標として、必要な里親数の確保に取り組んでいきます。

登録里親数及び受託里親数の目標値（増加率5%、受託率40%）（単位：世帯）

年度	現状	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年5.0%増加	93	98	103	108	113	119	125	131	137	144	151
40.0%受託	31	39	41	43	45	48	50	52	55	58	60

※現状は平成31年4月1日

#### （４）フォスタリング業務（里親に関する業務）の包括的な実施体制の構築

##### 【基本的考え方】

- 本県の場合、村山・最上・置賜・庄内の4地域それぞれに児童養護施設（5施設）がバランス良く配置され、地域に根ざした取組みがなされていることが、大きな強みとなっており、里親を推進するに当たっては、4地域ごとの推進方策と体制構築を目指していきます。
- そのため、県の実施体制については、一つの機関に一連のフォスタリング業務を包括的に委託するのではなく、県（児童相談所）が業務全体を統括しながら、県里親会、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等関係機関との連携を強化して、県全体で里親委託の推進を図っていきます。
- 実施に当たっては、関係機関との役割分担を明確にした上で、「里親制度の普及・啓発」「里親のリクルート・アセスメント」「里親の資質向上（研修）」「マッチング支援」「里親養育支援（アフターケア）」に取り組んでいきます。

##### 【現状】

- 各児童相談所において、里親委託児童の安心・安全な生活を保障すること等を目的に委託開始時に支援関係者で構成した、「里親養育支援委員会」を立ち上げ、委託中の継続した支援を実施しています。
- 各児童相談所には、専任ではありませんが、里親支援を担当する児童福祉司がおり、地区担当児童福祉司と連携しながら里親支援を行っています。
- 本県では、山形県里親支援機関指定要綱（国の「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」に基づく）により、以下①～③を里親支援機関として指定しています。各支援機関は、「山形県里親支援機関活動要領」に基づいて活動しています。
  - ①子ども家庭支援センター「チェリー」を中核里親支援機関として位置づけ、業務の一部を委託しています。里親推進員が配置され、県全体の里親支援ネットワーク形成を図るとともに、里親に関する情報の収集・整理及び関係機関との共有により里親委託の推進を支援しています。
  - ②県内5か所の児童養護施設全てに里親支援専門相談員が配置されており、地域里親支援機関として、地域における里親支援の拠点となり、各担当地

域の里親等とネットワークを形成し、関係機関と連携しながら里親支援を実施しています。

- ③一般里親支援機関として、県内2か所の乳児院と児童家庭支援センター「シオン」が、地域里親支援機関に準じた取組みを実施しています。
- 各乳児院においては、委託前の子どもとの交流や里親候補者への養育トレーニング等マッチング支援を実施しています。
- 里親会として、「山形県里親会」が活動し、研修や里親同士の交流、里親制度の普及啓発等を実施しており、県では活動助成を行っています。

#### 【課題】

- 登録里親数の増加だけではなく、委託後の里親及び里子の暮らしやすさにも繋がることから、県民の里親制度（特に養育里親）についての関心、認知度を上げる必要があります。
- 児童相談所が中心となって業務を行っていますが、児童虐待対応件数の増加等により、児童福祉司の業務量が増加し、兼務では里親支援担当として十分な里親支援を行うことが難しくなっています。
- 地域毎の里親支援体制は【現状】のとおり整ってきておりますが、実際の里親委託の推進の状況（登録里親数、ファミリーホーム設置状況など）には差があります。子どもが生活している地域で里親委託を受けることができるよう、地域ごとの里親の確保に向けた施策の検討が必要です。
- 里親委託中は、児童相談所を中心に「里親養育支援委員会」で里親支援を実施していますが、委託解除後の里親や子どもへの支援体制についても検討が必要です。
- 活用できる制度はあるものの、里親のレスパイト・ケア（※）や里親サポーター派遣の利用状況は低調で、制度の利便性について、利用する里親の視点からの検証が必要です。  
※里親が一時的な休みを取るために子どもを施設で預かる制度
- 県内4地域で「新規里親相談会」を開催していますが、令和元年度は計13名の参加者で伸びがなく、広報やリクルートの手法を再検討する必要があります。
- 里親会の活動について、子どもが未受託の里親の参加が少ない状況があります。
- 児童養護施設から里親委託された事例が少ないため、児童養護施設においては、マッチング支援のノウハウの蓄積が不足しています。

## 【取組】

- 県は、里親支援機関の役割分担を整理し、「山形県里親支援機関活動要領」を改正します。
- 令和4年度までに各児童相談所へ里親養育支援児童福祉司を専任により配置し、フォスタリング業務の統括に注力していきます。
- 各里親支援機関によるワーキンググループ活動において、各地域の実情と課題を整理し、地域毎の里親委託の推進方策を検討していきます。

### <里親制度の普及・啓発>

令和2年度に県民の里親制度についての認知度を高めるリーフレットの作成に取り組みます。広報に当たっては、SNSの活用や市町村、医療・教育機関との連携等、新たな手法を導入していきます。

### <里親のリクルート・アセスメント>

従来の里親への応募を待つ形の普及・啓発活動だけではなく、児童福祉関係者や教育関係者、そのOB・OG、シニア層や子育て世代まで対象を広げ、それぞれにターゲットを絞った「攻めるリクルート」にも取り組んでいきます。

### <里親の資質向上（研修）>

里親登録前・登録後及び更新研修等において、研修内容の充実により資質向上を図るとともに、里親会への支援を通じて、未受託の里親も参加がしやすい研修・交流会の開催に配慮していきます。

### <マッチング支援>

各乳児院で実施されているマッチング支援を充実し、未受託の里親の養育トレーニングにも取り組み、里親登録者の資質向上を図ります。また、児童養護施設におけるマッチング支援についても、各里親支援機関によるワーキンググループ活動において検討していきます。

### <里親養育支援（アフターケア）>

委託解除後の里親支援、里親支援制度の活用等、本県における里親支援の見直しを図るに当たっては、里親登録者へのアンケート調査を実施した上で、実効性のある支援策の検討を行っていきます。

(アンケート資料4)

**【養育里親、ファミリーホームに関する子どもの意見】**

対象：養育里親、ファミリーホームに措置されている小学校4年生以上の全ての子ども（18人中12人が回答）

(Q8) あなたの今の生活で楽しいことを教えてください。(自由記述)

(A8)

外食	3人
学校	2人
カラオケ	1人
自転車	1人
猫	1人
バイオリン教室	1人
テレビ	1人
ゲームやおやつ	1人
里親さんとの普段の生活	1人

(Q9) あなたの今の生活で嫌なこと、つらいこと、困っていることを教えてください。(自由記述)

(A9)

なし	7人
何かにしばられているみたいで居づらい	1人
うるさい、部屋に入ってこないで欲しい	1人

(Q10) 里親、FHでの生活をよくするために、してほしいと思うことを教えてください。(自由記述)

(A10)

なし	7人
よくしてもらっている	1人

## 《家庭養育優先原則の徹底の3本柱②》

### 6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取り組み

実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもの場合は、「家庭養育優先原則」に基づき、特別養子縁組等による永続的解決（パーマネンシー保障）を有力、有効な選択肢として考える必要があります。

「新しい社会的養育ビジョン」では、概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指すことが示されました。

また、令和元年6月に民法の改正が行われ、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を15歳に引き上げる措置が講じられました。

県においても、前項目5の里親等への委託の推進と併せた2つ目の柱として、特別養子縁組等の推進に向けた計画を策定するものです。

#### 【基本的考え方】

- 前項目5の里親等委託を推進する体制の構築と併せて、家庭復帰が極めて困難な子どもについては、パーマネンシー保障（永続的で安定した家庭での養育を保障）として、特別養子縁組等を推進し、養子縁組支援のための体制構築に取り組んでいきます。
- 特別養子縁組制度の対象が原則6歳未満から15歳未満に引き上げる民法改正があり、法施行後の年長児の特別養子縁組についても、適切に対応していきます。

#### 【現状】

- 県内の特別養子縁組の成立状況は表17のとおりで、5年間の平均は3人となっています。

<表17> 県内の特別養子縁組の成立状況 (単位 人)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平 均
成立件数	2	3	2	5	3	3

※児童相談所が里親委託し成立した件数

- 登録里親数の57.0%にあたる53世帯が養子縁組里親として登録されています。
- 県内で活動している民間あっせん機関は現在ありません。

- 養子縁組里親についても、子どもの委託中は、児童相談所を中心に「里親養育支援委員会」で里親支援を実施しています。
- 本県の現状としては、乳児院に入所措置を行った上で、乳児院によるマッチング支援を活用し、特別養子縁組成立に向けた里親委託を実施することがほとんどです。

**【課題】**

- 特別養子縁組については、子どもの権利を最優先とし、必要と考えられる場合には児童相談所で適切に対応していますが、制度上、実親の同意が得られない場合には特別養子縁組を行うことが難しい状況です。
- 養子縁組成立後の子どもは社会的養護には含まれません。また、養子縁組成立後は関係機関の支援が無くなり、里親会も退会することが多いですが、子どもへの真実告知、里親との愛着形成、実親探しなど、その後起きてくる課題について、養子縁組成立後においても、引き続き養育の相談ができる仕組み作りも必要です。
- 養子縁組が成立すると、里親登録についても終了してしまう里親が多いのが実態です。長期的には、二人目の養子縁組や養育里親としての委託もニーズがあるため、里親登録の継続が課題です。

**【取組】**

- 「新しい社会的養育ビジョン」に準じて、概ね5年以内に現状の約2倍である年間6人以上の特別養子縁組成立を目指します。

**【山形県における特別養子縁組成立件数の目標】**

指標	現況	目標
特別養子縁組成立人数	3人	6人（令和6年度）

※現況は、5年間（H26～H30）の平均

- 令和元年6月の民法改正と併せ、家事事件手続法及び児童福祉法も改正され、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続に参加することができる制度の新設などの措置が講じられました。児童相談所では、新制度に基づき、子どもの最善の利益に沿った、実親の同意形成に取り組んでいきます。
- アンケート調査等により、里親の意向を踏まえながら、養子縁組成立後の支援体制の整備に取り組んでいきます。
- 養子縁組成立後も里親登録を継続してもらえるよう、里親研修等に取り組んでいきます。

## 《家庭養育優先原則の徹底の3本柱③》

### 7. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

「家庭養育優先原則」において、施設も「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設（グループホーム）や分園型小規模グループケアでの養育が求められています。

また、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、「家庭養育優先原則」を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されています。

一方で、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保する必要があります。

こうしたことを踏まえながら、施設で養育が必要な子ども数の見込みを推計し、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、3つ目の柱として施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定するものです。

#### （1）施設（乳児院・児童養護施設）で養育が必要な子ども数の見込みと施設の定員数の計画値

##### 【基本的考え方】

- 県では、各施設へのヒアリングを随時行いながら、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、施設の十分な受け皿を確保していきます。

＜表 18＞ 施設で養育が必要な子ども数の見込み (単位：人)

区分／年度	現状(H30)	令和6年	令和11年
施設で養育が必要な子どもの数	215	171	138
3歳未満（0～2歳）	14	8	5
3歳以上就学前（3～5歳）	17	11	6
学童期以降（6～18歳）	184	152	127

- 「施設で養育が必要な子ども数の見込み（表18）」については、「代替養育を必要とする子ども数の見込み（24頁、表6）」から「里親等への委託子ども数の見込み（24頁、表7）」を減じて、推計しています。

【現状】

- 児童人口の減少、里親養育の推進により、施設で養育が必要な子ども数は減少する見込みです。
- 乳児院については、平成31年4月1日に県内で初めて民間立の「乳児院はやぶさ」が山形市に開設しました。既存の県立鶴岡乳児院と併せ、内陸と庄内の県内2施設体制となり、保護者面会の利便性等が図られ、子どもの状況に合わせた対応ができるようになりました。
- 平成23年に「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」において、「出先機関の見直しの方向性について」が取りまとめられ、鶴岡乳児院は民間移譲を検討すべきとされ、平成24年3月に子育て推進部において「見直し方針」が策定されています。
- 令和元年12月1日現在の乳児院の定員は、「乳児院はやぶさ」、鶴岡乳児院共に20人となっています。
- 乳児院の定員と入所している子ども数の推移は以下のとおりです。

<表19> 乳児院の定員と入所子ども数 (単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数	30	30	30	30	30	40
入所子ども数	14	20	16	13	14	18

※各年度末人数、令和元年度は10月1日現在

- 児童養護施設については、県内全4地域に5施設がバランス良く設置されていますが、定員数は地域毎に異なり、入所率（定員に占める入所割合）には施設差があります。
- 令和元年12月1日現在の児童養護施設の定員は、5施設合計233人となっています。
- 児童養護施設の定員と入所している子ども数の推移は以下のとおりです。

<表20> 児童養護施設の定員と入所子ども数 (単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数	233	233	233	233	233	233
入所子ども数	209	203	205	185	178	188

※各年度末人数、令和元年度は10月1日現在

### 【課題】

- 児童養護施設では、保育士等の確保が困難になるなど人材不足が深刻化しています。また、児童福祉施設職員の人材育成には、時間を要することから養育の質の維持が課題となっています。
- 鶴岡乳児院については、民間移譲に向けて検討・調整等が必要です。

### 【取組】

- 施設で養育が必要な子ども数が減少する見込みの中で、県内施設の定員数の計画値も減少しています（表 21）。
- 県では、見込みと計画値の差（表 21 参照）を、虐待認定件数の急増による代替養育の増加や、保護者が里親に同意しない場合等、見込み外の要因に対応するセーフティネットとして確保していきます。

<表 21> 県内施設（乳児院・児童養護施設）の定員数の計画値（単位 人）

	現状(H30)	令和 6 年	令和 11 年
施設で養育が必要な子ども数の見込み（県推計）	215	171	138
施設の定員数の計画値（各施設計画合計）	273	249	226

※現状では、乳児院（2 施設、定員 40）、児童養護施設（5 施設、定員 233）

- 県においては、「社会的養護関係職員人材育成事業」や「児童養護施設職員資質向上支援・人材確保事業」により研修等を通じて人材育成を図っていきます。
- 鶴岡乳児院について、「見直し方針」に基づき、引き続き民間移譲を検討していきます。

## （2）小規模かつ地域分散化に向けた取組み

### 【基本的考え方】

- 県は、児童養護施設等における「できる限り良好な家庭的環境」を確保するため、グループホーム等の小規模かつ地域分散化を推進します。

### 【現状】

- 平成 31 年 4 月 1 日に県内で初めてのグループホームが鶴岡市に開設されました。
- 児童養護施設の施設内ユニットによる小規模グループケアについては、令和元年 12 月 1 日現在、4 施設が 7 ユニット 51 名定員で実施しています。
- 「乳児院はやぶさ」では、定員 20 名が全て小規模グループケアによる実施となっています。
- 児童養護施設での生活等に関しての子どもの意見は、44 頁「アンケート資料 5」のとおりです。

### 【課題】

- 鶴岡乳児院については、老朽化が進んでおり、現在の建物の構造及び間取りでは、小規模グループケアを行うことが困難な状況です。
- グループホームの開設に当たっては、地域の空き家や賃貸物件を活用することが多く、改修工事が必須となりますが、施設より財政的支援の拡充について要望が出されています。
- 職員についても小規模かつ分散化されるため、OJTによる実践的な研修が難しくなるとともに、職員一人への負担が増すとされています。職員の資質向上やメンタルヘルスが課題となります。
- 取組みを進めるに当たっては、公設民営の児童養護施設2か所については、設置市の所管部局とも十分な協議が必要です。

### 【取組】

- 鶴岡乳児院の小規模化については、民間移譲と併せて検討します。
- 県は、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を推進するに当たっては、各施設及び設置市へのヒアリングを随時行い、施設の実情を十分に踏まえながら、下記を目標数値として助言及び支援を行っていきます。

### 【児童養護施設における「良好な家庭的環境」の確保の目標】

指 標	現状(R1)	令和6年	令和11年
児童養護施設の定員数の計画値(各施設計画合計)	233人	219人	196人
小規模グループケア(施設内ユニット)	51人	54人	70人
グループホーム(小規模かつ地域分散化)※	1か所6人	6か所36人	8か所48人

※地域小規模児童養護施設と小規模グループケア(分園型)

- 県の人材育成研修の実施に当たっては、施設の小規模かつ地域分散化に合わせた内容についても検討していきます。

### **(3) 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み**

#### **【基本的考え方】**

- 施設の長年にわたって培われた専門性は、児童福祉の推進において貴重な財産・資源です。県は、この専門性を生かしながら積極的に施設と連携を図り、高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。

#### **【現状】**

- 各乳児院では、里親マッチング・トレーニングの実施等里親支援を実施しています。
- 県内すべての乳児院・児童養護施設で一時保護受託を行っていますが、一時保護専用施設を設置している施設はありません。
- 児童家庭支援センターを併設している児童養護施設が2か所あります。
- 県内すべての児童養護施設と乳児院、母子生活支援施設で市町村の子育て短期支援事業を受け入れています。
- 児童自立支援施設については、入所児童支援の機能を強化し、施設の老朽化及び狭隘化を解消するため、平成31年3月に「山形県立朝日学園基本構想」を策定しています。
- 児童心理治療施設は、被虐待等による愛着形成に課題や発達障がいがあり、ケアニーズが非常に高い子どもの支援のための施設ですが、本県には設置がありません。

#### **【課題】**

- 高機能化及び多機能化・機能転換を図るうえで、専門性がますます高まっていくことから、職員の意識改革、資質向上を目指した研修体制の充実が必要となります。
- 本県には現在児童心理治療施設が無い状況であることから、ケアニーズが非常に高い子どもに対しては、多様な専門職による集中的なケアが必要となるため、できるだけ少人数（4人まで）で支援を行う児童養護施設や、児童自立支援施設における心理的ケアの充実などの高機能化の必要性があります。
- 取組みを進めるに当たっては、公立民営の児童養護施設2か所については、設置市の所管部局とも十分な協議が必要となります。

## 【取組】

- 県は、乳児院の意向を踏まえ、里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援や特定妊婦支援の強化など、機能強化が図られるよう支援していきます。
- 現時点で、児童養護施設の高機能化（ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行う養育体制の充実）を計画している児童養護施設は、2施設です。

児童養護施設における「ケアニーズが高い子ども養育体制」の確保  
<目標> 県内2か所 定員8人（令和6年度まで）

- 県は、上記2か所の取組みを先進事例として、各施設において高機能化の取組みがさらに推進されるよう、支援していきます。
- 児童自立支援施設については、令和2年度までに「山形県立朝日学園整備基本計画」の策定を行い、心理療法や個別対応などの、より高度で専門的な支援が充実するよう施設整備に取り組んでいきます。
- 一時保護受託、子育て短期支援事業、アフターケア事業、里親推進事業、児童家庭支援センター設置など、多機能化・機能転換を推進するに当たっては、各施設及び設置市へのヒアリングを随時行い、ニーズの把握と施設の実情を十分に踏まえながら、助言及び支援を行っていきます。

(アンケート資料5)

**【児童養護施設に関する子どもの意見】**

対象：児童養護施設に措置されている小学校4年生以上の全ての子ども（146人中134人が回答）

(Q11) あなたの今の生活で楽しいことを教えてください。(自由記述)

(A11)

みんなと遊べる、友達と遊べる、小さい子と遊べること	18人(14.5%)
ゲーム、カードゲームができること	17人(13.7%)
学校生活	13人(10.5%)
楽しい行事、季節イベント、旅行、外出	11人(8.9%)
部活動、運動ができること	10人(8.1%)
寝ること	6人(4.8%)
テレビ、アニメ、音楽番組を見ること	6人(4.8%)
会話、みんなと話すこと、いろいろな年の人との交流	4人(3.2%)
体育館、外で遊べること	4人(3.2%)
パソコン、スマホ	3人(2.4%)
食事、ご飯を食べること	2人(1.6%)
漫画	2人(1.6%)
その他(一人でいるとき、バイトしてること、など)	6人(4.8%)
なし	22人(17.7%)
合計	124人(100%)

(Q12) あなたの今の生活で嫌なこと、つらいこと、困っていることを教えてください。(自由記述)

(A12)

職員がうるさい、職員の接し方・関わり、幼児さんばかりに優しい、自分の将来のことを考えて言ってくれているのはありがたいけどもう少し気持ちを考えてから言ってほしい	8人(6.8%)
暴力、悪口、あだなが嫌、からかわれる	7人(5.9%)
金銭面、小遣いが少ない	7人(5.9%)
施設のルール、思うように遊べない・外出できない、自由がない	6人(5.1%)
勉強	6人(5.1%)

全て、いろいろ、暮らし	5人(4.2%)
プライバシーがない(他の子がうるさい、部屋に入ってくる)	4人(3.4%)
部活動	3人(2.5%)
就職先、将来のこと	2人(1.7%)
スマホ等がないこと	2人(1.7%)
その他(職員の体制が悪く話を聞いてもらえない、家の物を持ってこれない、部屋にテレビがない、など)	10人(8.5%)
なし	58人(49.2%)
合計	118人(100%)

(Q13) 施設での生活をよくするために、してほしいと思うことを教えてください。(自由記述)

(A13)

外出を増やしてほしい	7人(6.3%)
Wi-Fiがほしい	7人(6.3%)
ルール(時間制限)を緩めて欲しい	6人(5.4%)
職員の接し方・厳しい指導を変えてほしい、子どもと向き合 って話を聞いてほしい	6人(5.4%)
もっとお金(小遣い)がほしい	4人(3.6%)
静かにしてほしい、一人の時間を作りやすくしてほしい	4人(3.6%)
もっと友達と遊べるようにしてほしい	3人(2.7%)
差別なしで、仲良くしてほしい	3人(2.7%)
遊具(ブランコ、バスケットボール)を増やしてほしい	3人(2.7%)
ボランティア(もっと外で活動する機会を作って欲しい)	2人(1.8%)
ケンカなどしないようにしてほしい	2人(1.8%)
他のユニットに入れるようにしてほしい	2人(1.8%)
もっと家みたいにしてほしい、家庭の食べ物が食べたい	2人(1.8%)
その他(動物を飼って良いことにする、ブラックコーヒーが 飲みたい、送迎してほしい、職員の給料を上げろ、他の子どもが職員を少しでも大切にしてほしい、など)	12人(10.8%)
なし	48人(43.2%)
合計	111人(100%)

## 8. 一時保護改革に向けた取組み

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。

一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要となりますが、平成30年7月に厚生労働省から示された「一時保護ガイドライン」では、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分できていないことがあることや、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。

こうした一時保護に関して指摘されている問題の解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めるため、一時保護改革に向けた計画を策定するものです。

### (1) 一時保護の必要定員数

#### 【基本的考え方】

- 本県の一時保護所の現状を踏まえ、子どもの安全確保及び家庭的養育環境の確保に対応できる一時保護所の定員設定をしていきます。

#### 【現状】

- 本県の一時保護所の定員は、中央児童相談所が18名、庄内児童相談所が8名となっております。
- 中央児童相談所一時保護所は、平成25年度8月に移転改築を行い、定員を18名としました。
- 一時保護の件数(表22-1)は、平成27年から3年間減少傾向にありましたが、平成30年度に庄内児童相談所において急増(前年度比2.8倍)し、令和元年度には中央児童相談所でも急増(R1.10月末現在83件 前年同月比3.0倍)しています。
- 委託を含めた合計での「一日あたり人数」(表22-1)の推移を見ると、最も多い年度で、中央児童相談所が12.5人(定員の69%)、庄内児童相談所が6.9人(定員の86%)となっています。また、委託を除いた一時保護所のみでの「一日あたり人数」(表22-2)は、最も多い年度で、中央児童相談所が11.3人(定員の63%)、庄内児童相談所が5.6人(定員の70%)となっています。
- 本県の平均一時保護日数については、表23のとおりです。

<表22-1> 一時保護人員の推移（保護所・委託合計）（単位 人）

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間平均
中央	一時保護件数	92	100	78	56	64	78
	延べ保護日数	3,898	4,570	4,568	3,336	3,429	3,960
	一日あたり人数	10.7	12.5	12.5	9.1	9.4	10.8
庄内	一時保護件数	64	47	54	31	88	57
	延べ保護日数	2,507	2,541	2,125	1,344	2,289	2,161
	一日あたり人数	6.9	6.9	5.8	3.7	6.3	5.9
県計	一時保護件数	156	147	132	87	152	135
	延べ保護日数	6,405	7,111	6,693	4,680	5,718	6,121
	一日あたり人数	17.5	19.4	18.3	12.8	15.7	16.8

<表22-2> 一時保護人員の推移（一時保護所分）（単位 人）

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間平均
中央	保護所件数	72	79	54	48	46	60
	延べ保護日数	3,309	4,118	3,237	2,905	2,760	3,266
	一日あたり人数	9.1	11.3	8.9	8.0	7.6	8.9
庄内	保護所件数	55	36	48	28	59	45
	延べ保護日数	2,055	1,784	1,958	1,227	1,773	1,759
	一日あたり人数	5.6	4.9	5.4	3.4	4.9	4.8
県計	保護所件数	127	115	102	76	105	105
	延べ保護日数	5,364	5,902	5,195	4,132	4,533	5,025
	一日あたり人数	14.7	16.1	14.2	11.3	12.4	13.8

<表22-3> 一時保護人員の推移（一時保護委託分）（単位 人）

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間平均
中央	委託件数	20	21	24	8	18	18
	延べ保護日数	589	452	1,331	431	669	694
	一日あたり人数	1.6	1.2	3.6	1.2	1.8	1.9
庄内	委託件数	9	11	6	3	29	12
	延べ保護日数	452	757	167	117	516	402
	一日あたり人数	1.2	2.1	0.5	0.3	1.4	1.1
県計	委託件数	29	32	30	11	47	30
	延べ保護日数	1,041	1,209	1,498	548	1,185	1,096
	一日あたり人数	2.9	3.3	4.1	1.5	3.2	3.0

〔福祉行政報告例〕

※一日あたりの人数は、「延べ保護日数÷一年の日数」

<表23> 平均一時保護日数の推移（単位 人・日）

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間平均
中央	一時保護件数	92	100	78	56	64	78
	延日数	3,898	4,570	4,568	3,336	3,429	3,960
	平均保護日数	42.4	45.7	58.6	59.6	53.6	50.8
庄内	一時保護件数	64	47	54	31	88	57
	延日数	2,507	2,541	1,872	1,344	2,289	2,111
	平均保護日数	39.2	54.1	34.7	43.4	26.0	37.2
県計	一時保護件数	156	147	132	87	152	135
	延日数	6,405	7,111	6,440	4,680	5,718	6,071
	平均保護日数	41.1	48.4	48.8	53.8	37.6	45.0

〔福祉行政報告例〕

- 一時保護件数の急増により、令和元年度に中央児童相談所では平成 25 年度の移転改築後初めて一時的な定員超過が生じました。また、平成 30 年度に庄内児童相談所では定員いっぱいの状況が続いた時期がありましたが、いずれも児童養護施設等への一時保護委託により子どもの安全確保を行い、これまでのところ著しい定員超過が常態化している実態はありません。

#### 【課題】

- 庄内児童相談所では、居室数が 3 室しか無いことから、子どもの性別、年齢によっては居室の調整ができず、定員未満でも受入困難となる事態が生じています。
- 子どもの安全確保と家庭的養育環境の確保の双方の観点から定員数を設定する必要があります。

#### 【取組】

- 一時保護の件数の増加が、長期的な傾向となるのか推移を把握注視しながら、各児童相談所の実情を踏まえ、適正な定員数の設定を行っていきます。
- 定員数の設定に当たっては、一時保護委託の推進についても十分に考慮しながら検討していきます。

## （２）一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数

#### 【基本的考え方】

- 一時保護は、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育の場としての性格も有することから、一人一人の子どもの状況に応じた対応ができるよう、一時保護委託の体制づくりを行っていきます。
- 乳幼児の一時保護については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討します。緊急保護のため委託先の里親が見つからない場合、虐待の影響や心身の疾患や障がいがあり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、乳児院等の児童福祉施設への委託を検討します。
- 学齢期以上の子どもの場合は、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、施設を選択します。

#### 【現状】

- 本県の一時保護委託先別委託数（表 24-1）では、児童養護施設と乳児院への委託が 81.9%を占めています。
- 一方、里親への一時保護委託は 5 年間で 3 件（2.0%）の実施に留まっています。
- 直近の 2 年間は、障害児入所施設への一時保護委託（4.7%）も実施しています。
- 本県では、2 歳までの乳幼児は乳児院への一時保護委託を行っています。

○児童養護施設への一時保護委託は、児童福祉法第28条申立により一時保護が長期化するため、学校通学を前提に実施する場合、夜間休日等の緊急保護で一時保護所への移送が困難な場合、一時保護所が満員で一時保護所への受け入れが困難な場合、短期間の保護者の入院等で原籍校への通学を前提に実施する場合等です。

＜表24-1＞ 一時保護委託先別委託人数（県合計）（単位：人）

委託先	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	計
平成26年度	0	8	13	1	0	5	0	2	29
平成27年度	0	10	15	0	0	2	1	4	32
平成28年度	0	16	14	0	0	0	0	0	30
平成29年度	0	3	5	0	2	0	0	1	11
平成30年度	0	27	11	0	5	2	2	0	47
5年間平均	0	12.8	11.6	0.2	1.4	1.8	0.6	1.4	29.8
比率	0.0	43.0%	38.9%	0.7%	4.7%	6.0%	2.0%	4.7%	100.0%

＜表24-2＞ 一時保護委託先別委託人数（中央児童相談所）（単位：人）

委託先	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	計
平成26年度	0	7	10	1	0	0	0	2	20
平成27年度	0	8	12	0	0	0	1	0	21
平成28年度	0	12	12	0	0	0	0	0	24
平成29年度	0	3	4	0	0	0	0	1	8
平成30年度	0	9	5	0	3	0	1	0	18
5年間平均	0	7.8	8.6	0.2	0.6	0	0.4	0.6	18.2
比率	0.0	42.9%	47.3%	1.1%	3.3%	0.0%	2.2%	3.3%	100.0%

＜表24-3＞ 一時保護委託先別委託人数（庄内児童相談所）（単位：人）

委託先	警察等	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	計
平成26年度	0	1	3	0	0	5	0	0	9
平成27年度	0	2	3	0	0	2	0	4	11
平成28年度	0	4	2	0	0	0	0	0	6
平成29年度	0	0	1	0	2	0	0	0	3
平成30年度	0	18	6	0	2	2	1	0	29
5年間平均	0	5	3	0	0.8	1.8	0.2	0.8	11.6
比率	0.0	43.1%	25.9%	0.0%	6.9%	15.5%	1.7%	6.9%	100.0%

〔福祉行政報告例〕

【課題】

○定員・居室数の少ない庄内児童相談所を中心に、一時保護案件が集中した場合には、緊急的に子どもの安全確保を優先した一時保護委託先を選択する必要があります。

- 一人一人の子どもの状況に応じた一時保護委託が選択できるよう、幅広く委託先を確保する必要がありますが、本県の場合、委託可能な里親の確保が大きな課題となっています。

#### 【取組】

- 里親が様々な状況の子どもの受け入れが可能となるよう県のフォスタリング体制を構築する中で支援、研修を充実し、委託可能な里親を確保しつつ、里親への一時保護委託を推進していきます。
- 常に子どもの権利擁護に留意し、できる限り原籍校への通学が可能となるよう、一時保護委託先を選択していきます。

### (3) 一時保護専用施設の確保について

#### 【基本的考え方】

- 児童養護施設等への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境となるため、双方への影響を踏まえた配慮を行います。
- 一時保護専用施設を整備することなどにより、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましいとされていますが、本県の実情を踏まえながら一時保護専用施設の必要性について検討していきます。

#### 【現状】

- 本県では、一時保護専用施設が整備されている児童養護施設等はありません。
- 児童養護施設への一時保護委託は、平均 12.8 人／年（表 24-1）ですが、県内に5つの児童養護施設があるため、1施設当たりの委託人数は少ない現状にあります。

#### 【課題】

- 本県の児童養護施設への一時保護委託の実情（件数）を踏まえると、一時保護専用施設の整備の必要性は現段階では低い状況です。
- 専用施設が無いことから、入所している子ども、一時保護された子ども、双方に対して影響が最小限となるよう、児童相談所及び施設から丁寧な説明を行うことが必要となります。

#### 【取組】

- 各児童相談所の一時保護委託件数の推移を把握しながら、委託可能な里親の確保の状況を踏まえ、一時保護専用施設の必要性を検討していきます。
- その検討に当たっては、児童養護施設の小規模かつ地域分散化、多機能化、機能転換と併せて、施設の意向も踏まえながら検討します。
- 各児童相談所は、施設等と連携し、入所している子ども及び一時保護された子どもの双方に配慮した対応を行っていきます。

#### **(4) 一時保護の環境及び体制整備について**

##### **【基本的考え方】**

- 一人一人の子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えるとともに、代替養育の場という性格も有することから、家庭養育優先原則に基づいた環境整備を行っていきます。
- 安全確保やアセスメントに支障がない場合に、一時保護委託を活用するなどし、子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう体制整備を行っていきます。

##### **【現状】**

- 平成 25 年度に中央児童相談所が移転改築を行いました。居室 7 室中 2 室が個室となっており、子どもの状況に合わせた個別的な対応も行うことができる環境となっています。
- 一方、庄内児童相談所は、3 室しかなく、年齢や性別によっては定員 8 名の入所も困難になる場合があります。また、個室が確保されていません。
- 一時保護所からの原籍校への通学、毎日の登校についての対応は難しい現状ですが、学校行事への出席の配慮、一時保護が長期化した場合の一時保護委託による通学への配慮等は子どもの状況に合わせて行っています。
- 子どもへのアンケートでは、一時保護所からの通学については、「原籍校に行きたかった(46.4%)」「違う学校でも行きたかった(9.5%)」と半数以上が希望している状況でした。また、一時保護所の生活で嫌だったことについて、「なかなか外出ができない(7人)」「登園・登校ができない(5人)」の意見が寄せられています。(55 頁「アンケート資料 6」参照)

##### **【課題】**

- 庄内児童相談所については、3 室しかなく狭小な環境であるため、個室の確保等環境整備が課題です。
- 一時保護所からの通学については、安全確保や通学手段の確保に大きな課題があります。
- 通学が困難な子どもに対し、学習指導協力員の適切な配置等により、できる限りの学習環境を整える必要があります。

##### **【取組】**

- 庄内児童相談所については、現況では、一時保護委託の活用により、子どもの状況に応じた保護に努めながら、環境整備を検討していきます。
- 子どもの意見を尊重し、安全面に配慮しながら、原籍校に通学できる方法について、一時保護委託の活用も選択肢に入れながら検討していきます。通学が可能な子どもについては適時対応します。
- 通学が困難な子どもに対し、学習指導協力員の配置については現状維持に努

めつつ、原籍校や教育委員会等との連携を一層強化し、子どもの学習権の保障、就学機会の確保に取り組んでいきます。

## **(5) 一時保護所における子どもの権利擁護の取組について**

### **【基本的考え方】**

- 一時保護においても子どもの権利が守られるよう、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して子どもの年齢や理解力に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明される仕組みづくりを行います。
- 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とします。

### **【現状】**

- 子どもの権利及び制限される内容、権利が侵害された時の解決方法に関しては、一時保護入所時に子どもの年齢に応じて権利擁護について説明を行い、意見箱を設置し、対応しています。
- 中央児童相談所においては、子どもたちの安心安全な生活を護るために、平成31年3月に外部委員を含む「一時保護所安全委員会」を設置し、一時保護所における暴力（職員から子ども、子どもから職員、子ども同士の3つの暴力）について、一時保護所をあげて無くす活動に取り組んでいます。
- 「一時保護所安全委員会」の取組として、定期的（2週に1回）に一時保護所のすべての子どもに聞き取り調査を実施し、顕在的暴力だけでなく、潜在的暴力の把握に努めるとともに、子ども達からの様々な要望や希望を聞いています。
- 児童福祉審議会（本県の場合、社会福祉審議会児童専門分科会児童処遇部会）における児童の意見表明の方法については未整備となっています。
- 外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもや保護者になぜ必要なかを説明するとともに、記録に留めています。

### **【課題】**

- 一時保護所内の子どもの権利擁護について、口頭説明に限らず、より理解しやすい方法を検討する必要があります。
- 庄内児童相談所では「一時保護所安全委員会」は未設置で、今後の課題となります。
- 児童福祉審議会における子どもの意見表明の方法についての対応と整備が必要です。

### 【取組】

- 県（児童相談所）は、子どもの権利擁護について説明する際に用いる、子どもがよりわかりやすいパンフレット等の作成を行います。
- 庄内児童相談所においても、「一時保護所安全委員会」の設置を検討していきます。
- 県では、引き続き「一時保護所安全委員会」の設置・対応により子どもの権利擁護を図っていきます。児童福祉審議会での意見聴取の方法については、国による調査内容を踏まえながら本県での実施方法について検討します。
- 各児童相談所において一時保護ガイドラインに基づき、子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護にも配慮した保護の在り方について検討し、引き続き適切な対応を行っていきます。

## （6）一時保護に関わる職員の育成の取組みについて

### 【基本的考え方】

- 一時保護所においては、虐待を受けた子どもから非行の子どもまで様々な状況に置かれた子どもへの支援が必要であり、関わる職員には、幅広い知識と支援技術が求められています。
- 県では、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、一時保護ガイドラインについて各児童相談所の職員に十分周知するとともに、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有に取り組みます。

### 【現状】

- 児童福祉司任用前講習会・任用後研修会等内部研修に参加しています。
- 児童相談所一時保護所指導者研修など県外研修に参加しています。
- 研修の受講状況は以下のとおりです。

<表 25> 一時保護所職員の研修受講状況

研修区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
外部研修	5 人	6 人	5 人
内部研修	10 人	5 人	5 人

### 【課題】

- 内部研修について、一時保護所職員を対象とした研修の実施が課題です。
- 一時保護の児童に対応するため、研修に参加する機会が他の職種に比較して少なくなっており、充実が必要です。
- 初任者、中堅職員、スーパーバイザーなど、求められるスキルに応じた研修の実施・参加が課題です。

**【取組】**

- 一時保護職員を対象とした研修の企画及び勤務形態に配慮した開催方法などを検討します。
- 初任者、中堅職員、スーパーバイザーなど求められる職務に応じた計画的な研修の在り方を検討します。

(アンケート資料6)

**【一時保護所に関する子どもの意見】**

対象：児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに措置されている小学校  
4年生以上の全ての子ども（164人中134人が回答）

(Q14) 児童相談所の一時保護所で生活していたことを覚えていますか。(選択)

(A14)

覚えている	覚えていない	未回答	合計
81人	44人	9人	134人
60.4%	32.8%	6.7%	100%

(Q15) 一時保護所にいるとき、学校に行けなかったことについてどう思いますか。(選択)

(A15)

今までと同じ学校に行きたかった	39人(46.4%)
ちがう学校に変わっても行きたかった	8人(9.5%)
学校には行きたくなかった	3人(3.6%)
一時保護所で勉強できるので行かなくてよい	16人(19.0%)
その他(登校できた、保育園に行きたかった、夏休み中、など)	18人(21.4%)
合計	84人(100%)

(Q16) 一時保護所の生活でよかったことを教えてください。(自由記述)

(A16)

みんなと仲良くできた、友達ができた	13人(15.3%)
遊べて楽しかった	11人(12.9%)
漫画、ゲーム、CD、読書	11人(12.9%)
勉強、運動、活動ができた	6人(7.1%)
先生が優しくかった、大切にしてもらった	5人(5.9%)
ご飯、おやつが出た	4人(4.7%)
規則正しい生活ができた	3人(3.5%)
家より自由、外に出られないこと以外自由	2人(2.4%)
食事の前に消毒ができた	2人(2.4%)
自分の生活を見直せた、深く考えさせられた	2人(2.4%)
その他(守られている生活、学校がない、すべてよかった、など)	4人(4.7%)
ない	22人(25.9%)
合計	85人(100%)

(Q17) 一時保護所の生活で嫌だったこと、つらかったこと、困ったことを教えてください。(自由記述)

(A17)

もっと外出したかった、外に出られない	7人(8.4%)
人間関係、共同生活、嫌なことを言われた	7人(8.4%)
学校・保育所に行けない	5人(6.0%)
自由がない、一人の時間が無い	3人(3.6%)
ルールが厳しい、時間制限、たくさん遊べない	3人(3.6%)
親に会うことができない、友人に会えない	3人(3.6%)
全部	3人(3.6%)
その他(髪を切る時長さを勝手に決められた、起床時間が早い、朝の運動、家に戻れなかった、退所するのがつらかった、お小遣いが無いなど)	8人(9.6%)
ない	44人(53.0%)
合計	83人(100%)

(Q18) 一時保護所での生活をよくするためにしてほしいと思ったことを教えてください。(自由記述)

(A18)

外出する機会を増やしてほしいと思った	4人(5.5%)
学校に行けるようにしてほしいと思った	4人(5.5%)
職員の指導の改善(子ども目線で。いじめ対応の改善)	3人(4.1%)
もう少し遊びたかった	3人(4.1%)
自由、自由時間を増やしてほしいと思った	2人(2.7%)
規則・時間制限をゆるくしてほしいと思った	2人(2.7%)
その他(土日はゆっくり休みたかった、悩みを話す時間がほしい、静かにしてほしい、など)	6人(8.2%)
ない	49人(67.1%)
合計	73人(100%)

## 9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み

代替養育の目的の一つは、当該の子どもが成人になった際に社会において自立的生活を形成、維持しうる力を養い、またそのための社会的基盤（住居環境・就労機会・教育機会の確保など）を整備することにあります。

一方、代替養育のもとで育った子ども達は、社会へ自立するに当たって、それまでの児童福祉法の「措置」という強い制度的枠組みでの養育から、家族の支援がほとんど期待できず、経済基盤も脆弱で、日常生活で生じる様々な問題の相談者や支援者が乏しいという状況に置かれることとなります。

したがって、自立生活の開始段階からの生活環境整備のための費用負担など、個々の子どものニーズに応じた支援的関わりが重要であり、18歳を超えても継続して支援がなされるよう、改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組み等が整備されました。

これを踏まえ、本計画においても、「すべての子どもが社会全体に支えられた」自立を目指し、社会的養護の子どもの自立支援策の強化に向けた計画を策定するものです。

### （1）子どもの自立支援事業の実施

#### 【基本的考え方】

- 代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援については、県としての責務ではありますが、子どもに自立を強制することがないように、子どもの意見に十分に耳を傾け、「すべての子どもが社会全体に支えられた」自立を目指していきます。
- 「措置」している間から施設等と連携し、将来の自立生活を見据えた子どもの学習支援及び自立支援、アフターケアを充実していきます。
- 社会へ自立した子どもにとって、日常生活で生じる様々な問題について、相談できる相手がいるかどうかをセーフティネットの機能として重要であり、その体制づくりを検討していきます。

#### 【現状】

- 自立支援に関する当事者の意見は、60頁「アンケート資料7」、62頁「アンケート資料8」のとおりです。
- 本県独自の助成事業である「児童自立支援事業」（私立高校入学時納付金助成、自動車運転免許取得経費助成）を実施し、親等からの経済的支援がない児童の進学及び就職の機会を確保しています。

- 「要保護児童自立支援資金貸付事業」を実施し、一定期間、家賃及び生活費、資格取得費の貸付を行うことにより、円滑な自立を支援しています。
- 「社会的養護自立支援事業」(政府事業)を実施し、措置解除後も自立のための支援を継続して行うことが必要な場合、22歳になる年度末まで引き続き施設等において居住の場を提供しています。(※)
- 「身元保証人確保対策事業」(政府事業)で、親族等から身元保証が受けられない児童に対し、児童養護施設長等が身元保証人になることによって、就職・自活の機会を確保しています。
- 「未成年後見人支援事業」(政府事業)で、未成年後見人が必要とする報酬等の全部又は一部を支援することで後見人を確保し、児童の日常生活の支援や福祉の向上を図っています。

<平成30年度実績>

児童自立支援事業	私立高校入学時納付金助成	4人
	自動車運転免許取得経費助成	15人
身元保証人確保対策事業	就職時等の身元保証	5人
	アパート賃借時等の連帯保証	8人

※令和元年度新規事業の「社会的養護自立支援事業」については、令和元年度実績が1人となっています。

**【課題】**

- 各種奨学金の充実を含め、施設等から自立する時の支援については、就職・進学に関わらず支援メニューの充実が図られてきていますが、進学後に就職する場合の初期費用など、自立した後の支援メニューが少ない課題があります。
- 子どものアフターケアについては、施設等で実施しておりますが、専任の職員配置がないため、入所児童のケアに対応しながらの実施となっており、日常生活の相談等十分なアフターケアができていないという児童養護施設からの意見もあり、関係機関との連携が必要です。

**【取組】**

- 県は、引き続き施設等と連携し、各種奨学金や各種事業を活用しながら、子どもの自立支援を推進していきます。
- 施設等退所後の自立支援についても充実するよう、本県独自の助成事業の拡充に取り組んでいきます。
- 措置解除後の子どものアフターケアについては、当事者である子どもの意見や施設等の意見を踏まえながら、自立後の相談支援体制について検討していきます。

## (2) 自立援助ホームの実施

### 【基本的考え方】

- 自立援助ホームについては、新たに開設の相談があった場合は、政府の補助事業を活用しながら支援していきます。

### 【現状】

- 平成 28 年 4 月 1 日に県内で初めての自立援助ホームが山形市に開設されました。各年度末の入所児童数は以下のとおりです。

<表 26> 自立援助ホーム入所児童数 (単位 人)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
各年度末人数	1	1	5

### 【課題】

- 令和元年 11 月 1 日現在 6 人が入所しており、定員いっぱいの状況です。
- 現在、山形市に 1 箇所のみを設置です。他地域への設置については、就労・就学場所の確保が重要な施設であり、子どものニーズを踏まえ、総合的な検討が必要となります。
- 開設間もない県内唯一の施設で事例やノウハウの蓄積がまだ少ないため、自立援助ホームにおける子どもの支援の在り方について、関係機関と共に理解を深めていく必要があります。

### 【取組】

- 新たに開設の相談があった場合は、各児童相談所の意向を踏まえた上で検討、支援を行っていきます。
- 県では、各児童福祉施設と同様に、研修会や「社会的養護における安心・安全レベルアップ推進事業」を通じて、自立援助ホーム支援の専門性向上に取り組めます。

(アンケート資料7)

### 【自立支援に関する子どもの意見】

対象：児童養護施設、養育里親、ファミリーホームに措置されている小学校4年生以上の全ての子ども（164人中134人が回答）

(Q19) あなたが将来施設（里親・FH）を出るとき、あなたやあなたの家族のために、まわりの大人から協力してほしいと思うことを教えてください。（自由記述）

(A19)

金銭面・お金の支援	11人(9.2%)
住居面・住居探しの支援	5人(4.2%)
進学・進路先の支援	4人(3.3%)
励まして欲しい、応援して欲しい、支えて欲しい	4人(3.3%)
いろいろなことを教えてほしい（書類関係など）	4人(3.3%)
一人暮らしの支援	4人(3.3%)
仕事・仕事探しの支援	3人(2.5%)
困ったことがあったら相談したい	2人(1.7%)
料理・食事の支援	2人(1.7%)
なりたい職業・将来の夢への支援	2人(1.7%)
その他（里親さんとの関わりを切らないでほしい、ママがどこかわからないときに教えてもらいたい、子どものことを第一に動いてほしい、施設育ちを悪い目で見ないでほしい、など）	12人(10.0%)
わからない・今はわからない	22人(18.3%)
なし	45人(37.5%)
合計	120人(100%)

(Q20) 施設（里親・ファミリーホーム）を出たあとも、施設（里親・ファミリーホーム）に相談や遊びに来たいと思いますか。（選択）

(A20)

	思う	思わない	未回答	合計
児童養護施設	88人(65.7%)	30人(22.4%)	16人(11.9%)	134人(100%)
里親	5人(83.3%)	0人(0.0%)	1人(16.7%)	6人(100%)
ファミリーホーム	5人(83.3%)	0人(0.0%)	1人(16.7%)	6人(100%)
合計	98人(67.1%)	30人(20.5%)	18人(12.3%)	146人(100%)

○来たいと思う理由（自由記述）

仲間・友達・みんなに会いたいから	13人(16.5%)
なつかしいと思うから、行きたくなるから、たまに来たい	11人(13.9%)
楽しいから	8人(10.1%)
職員・里親さんのことが好きだから	6人(7.6%)
職員・里親さんに会いたいから	5人(6.3%)
感謝の気持ちを伝えるため、元気だと知らせるため	5人(6.3%)
相談したい、話したい、わからないことを聞くため	5人(6.3%)
いろいろ心配だから、不安になるから、安心するから	4人(5.1%)
きょうだい、親しい人、大切な人がいるから	4人(5.1%)
ひまだから、ひまなとき来たい	4人(5.1%)
頼れるから、頼れる人が他にいない	2人(2.5%)
みんなの成長を見てみたい	2人(2.5%)
なんとなく	2人(2.5%)
その他（家がないから、里親さんとずっと一緒に暮らしたいから、つらい思いをしている子どもの助けになりたい、など）	8人(10.1%)
合計	79人(100%)

○来たいと思わない理由（自由記述）

嫌だから、思い出したくないから	6人(21.4%)
面倒くさい、だるい、つまらない	6人(21.4%)
特にない、なんとなく	5人(17.9%)
仕事などで忙しいと思うから	2人(7.1%)
遠いから	2人(7.1%)
その他（信頼していないから、自立することに集中したいから、など）	7人(25.0%)
合計	28人(100%)

(アンケート資料8)

**【自立生活・自立支援に関わる児童養護施設退所者の意見】**

対象：児童養護施設から自立した退所者（退所時15歳以上）で、施設から連絡がつく方（43人中25人が回答）

(Q21) あなたの性別を教えてください。(選択)

(A21)

男	女	合計
10人	15人	25人
40.0%	60.0%	100%

(Q22) あなたの年齢を教えてください。(選択)

(A22)

19歳以下	20～24歳	25～29歳	30歳以上	未回答	合計
10人	12人	1人	1人	1人	25人
40.0%	48.0%	4.0%	4.0%	4.0%	100%

(Q23) 今、結婚していますか。(選択)

(A23)

結婚している	独身	未回答	合計
2人	22人	1人	25人
8.0%	88.0%	4.0%	100%

(Q24) 現在、暮らしているところを教えてください。(選択)

(A24)

山形県内	山形県外	合計
15人	10人	25人
60.0%	40.0%	100%

(Q25) 今、勤めていますか（雇用形態も教えてください）。(選択)

(A25)

正社員	パート・派遣・ アルバイト	学生・その他	合計
16人	4人	5人	25人
64.0%	16.0%	20.0%	100%

(Q26) 毎月の給与はどのくらいですか？ (金額記載)

(A26)

10万円未満	2人(10.0%)
10万円～15万円未満	6人(30.0%)
15万円～20万円未満	2人(10.0%)
20万円～25万円未満	6人(30.0%)
25万円以上	2人(10.0%)
未回答	2人(10.0%)
合計	20人(100%)

(Q27) 今の生活は、どうですか？ 困っていることがある場合、その内容は  
何ですか。(選択)

(A27)

とくに困ってい ることはない	困っていること がある	合計
17人	8人	25人
68.0%	32.0%	100%

○困っていること (自由記述)

◆親や兄弟のこと (4人) ◆将来のこと (4人) ◆異性のこと ◆テレビが  
無い ◆交通の便が無い、水しか出ない ◆子どものこと、収入のこと、健康の  
こと

(Q28) 困ったり、迷ったりしたとき、相談する人はいますか。(選択・複数)

(A28)

親	6人(24.0%)
きょうだい	3人(12.0%)
親せき	3人(12.0%)
友人	19人(76.0%)
同僚	3人(12.0%)
学校の恩師	0人(0.0%)
施設職員	16人(64.0%)
その他 (NPO法人)	1人(4.0%)
相談する人がいない	0人(0.0%)
合計	25人(100%)

(Q29) 施設で暮らしていたとき、これができる良かったと思うことはありますか。(自由記述)

(A29)

たくさんの人、いろんな人、様々な年代と出会えた	7人(28.0%)
イベント・行事・旅行に参加できた	5人(20.0%)
食事が出た	2人(8.0%)
楽しく過ごせた	2人(8.0%)
相談できる人、向き合って話を聞いてくれる人がいた	2人(8.0%)
集団生活を通して良いこと悪いこと、人間関係を学んだ	2人(8.0%)
その他(自炊が出来るようになった、資格が取れた、人見知りしない性格になった、など)	5人(20.0%)
合計	25人(100%)

(Q30) 施設で暮らしていたとき、できなくて残念だったと思うことはありますか。(自由記述)

(A30)

◆もっと料理を教わりたかった◆メールなどの書き方、一般教養◆友人宅への泊まり、友達と旅行◆アルバイトで友達と遊べなかった◆世間知らずでバカにされる事◆一人部屋で生活できなかった◆プライベートな所までふみ込んでくる所◆施設にいたこと◆ルールが多すぎて他の人よりも自由じゃないこと◆お金が使えなかった

(Q31) 施設で学んだことで、社会生活で役に立ったことはなんですか。(自由記述)

(A31)

言葉づかい、礼儀、接客、常識	4人(19.0%)
人とのコミュニケーションのとり方	4人(19.0%)
お金の使い方	3人(14.3%)
料理	3人(14.3%)
学校に通えた、中学高校でたくさん資格を取った	2人(9.5%)
その他(人に相談して解決する努力、協調性や行動力、身の回りがしっかりできること、など)	5人(23.8%)
合計	21人(100%)

(Q32) もっと学びたかったことはなんですか。(自由記述)

(A32)

◆料理(2人) ◆人生いつからでもやりたい事(勉強等)ができるということを知る ◆将来性を考えてもっと勉強をしたかった ◆異性との付き合い方 ◆接客の知識 ◆家事など学ぶことが少なくて、できないことが多い ◆もっと年下の子達と関わる機会があればよかった(忙しくて難しかった)

(Q33) 施設での自立(就学・就労等)に向けた支援で満足したことはなんですか。(自由記述)

(A33)

金銭的支援、自立のためのお金を貯めていてくれた	3人(17.6%)
就職先を一緒に探してもらえたこと	2人(11.8%)
新生活で使うもの、スーツ等買ってもらえた	2人(11.8%)
自動車免許の取得、資格の取得	2人(11.8%)
先生方の厚いサポート、勉強の仕方を教えてもらった	2人(11.8%)
みんなが応援してくれた、話を聞いてくれた	2人(11.8%)
自分で料理を作れた、一人暮らしの練習をさせてくれた	2人(11.8%)
その他(社会に出てからのマナーを覚えてもらった、など)	2人(11.8%)
合計	17人(100%)

(Q34) 施設での自立(就学・就労等)に向けた支援で不満だったことはなんですか。(自由記述)

(A34)

◆自分で車を選べなかったこと ◆自分の入りたかった高校がお金の問題で入れなかったこと ◆一人で初めて行くところに行かされたこと ◆先生によりバラつきがあること ◆自立

## 10. 児童相談所の強化等に向けた取組み

児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、全国的に児童虐待死亡事件が相次ぐなど、深刻な社会問題となっています。

こうした状況に対応するため、改正児童福祉法では児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられました。

さらに、平成30年3月に東京都目黒区で発生した5歳女児の児童虐待死亡事件を受け、同年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定され、これに基づき同年12月18日には「児童虐待防止対策総合強化プラン」（以下、「新プラン」という。）が策定され、児童相談所職員の大幅な増員等、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図っていくこととされました。

これに加えて、平成31年1月に千葉県野田市で発生した小学4年生女児の児童虐待死亡事件を受け、同年2月18日に「緊急総合対策の更なる徹底・強化について」により、子どもの安全確認ルール等の徹底が求められ、同年3月19日に示された「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、令和元年6月19日に児童福祉法等の一部改正が行われ、児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化等）、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、DV対策機関との連携強化など所要の措置が講じられました。

こうした最近の児童虐待防止対策の経緯を踏まえても、増加する児童虐待事案に対応するためには、子どもの権利擁護の要であり、最後の砦となる児童相談所の機能・専門性強化が喫緊の課題となっており、本計画においても、児童相談所における職員の増員等による体制強化、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための具体的な計画を策定するものです。

また、中核市が児童相談所を設置できるよう、県における具体的な計画を策定することについても求められています。

### （1）山形県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組み

#### 【基本的考え方】

○増加する児童虐待事案に対応するため、新プランに基づく改正児童福祉法及び政令で定められた基準に沿って、児童相談所の専門職員（児童福祉司、児童心理司等）を計画的に配置していきます。

- 職員数（量）の確保のみならず、職員の育成・専門性の向上（質）の充実にも取り組んでいきます。
- 児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターや母子生活支援施設等DV支援機関とのさらなる連携に取り組んでいきます。

【現状】

- 本県の児童虐待対応件数は、平成28年～29年度は減少していましたが、平成30年度に急増し、過去最多となっています。また、令和元年度も増加の傾向は継続しています。増加の要因としては、全国的な虐待死事件の報道等を通じ、県民の児童虐待に対する関心と、児童相談所への通告に対する意識が高まったことが背景にあると考えています。また、警察、学校等の関係機関が積極的に児童相談所と情報共有するなど、子どもの安全確保に向け連携の強化が図られたことも要因となっています。

<表 27> 県内児童相談所における児童虐待対応件数 (単位 件)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待対応件数	343	379	331	271	413
前年度比	—	110%	87%	82%	152%

[福祉行政報告例]

- 本県の令和元年度における児童相談所の児童福祉司の数は、人口4万人に1人の配置となっています。
- 各児童相談所に医師（非常勤）、中央児童相談所に保健師（常勤）を配置しています。弁護士（非常勤）は中央児童相談所に配置していますが、庄内児童相談所との連携・協力も可能となっており、準ずる措置を講じています。
- 中央児童相談所には、現職警察官が人事交流により配置されており、警察との連携強化に取り組んでいます。
- 中央児童相談所と女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）が福祉相談センターとして一体となっており、連携がとりやすい状況にあります。
- 令和元年6月26日に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、県は一時保護などの介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとされました（令和2年4月1日施行）。中央児童相談所については、平成20年度から介入と支援担当課を別として対応を行っております。

### 【課題】

- 増加する児童虐待相談件数に適切に対応できるよう、児童相談所の専門職員の増員等体制強化が必要です。
- ここ数年の新規採用による児童相談所職員の増員から、経験の浅い若手職員の数が多くなり、ペア・チーム体制などにより質の向上が必要です。また、指導・教育を行うスーパーバイズ職員、中堅職員の不足が課題となっています。
- 庄内児童相談所については、警察官や保健師の配置が無く、女性相談センターについても遠距離となるため、中央児童相談所や地域の配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を強化していく必要があります。
- 庄内児童相談所においては、介入と支援の対応職員を明確にする必要があります。

### 【取組】

- 県は、新プランに基づく改正児童福祉法及び政令で定められた基準に沿って、児童相談所の専門職員を計画的に配置していきます。
- 児童福祉法により義務付けられた研修の実施に加え、計画的に県外研修へ職員を派遣し、専門的知識を向上していきます。
- 個々の職員に指導及び教育を行うスーパーバイズの取組みとともに、若手職員と中堅以上の職員のチームによる地域担当制をとる中でのOJTの実施等により、人材育成を図り、組織としての対応力を向上していきます。
- 庄内児童相談所についても、専門職員の配置を検討していくとともに、介入と支援の対応職員を分ける体制構築を行っていきます。

## (2) 中核市の児童相談所設置に向けた取組み

### 【基本的考え方】

- 県内では、山形市が平成31年4月1日から中核市に移行していますが、児童相談所設置については、十分に同市の意向、計画を踏まえた支援を行っていきます。

### 【現状】

- 山形市は、児童相談所の設置について、現在のところ「設置しない」意向です。(令和元年8月県子ども家庭課調査)

### 【課題】

- 中核市の児童相談所設置を検討するに当たっては、県において人材養成・一時保護所の相互利用等、計画的な支援を行う必要があります。

**【取組】**

- 山形市の児童相談所設置については、今後も同市の意向確認を継続し、必要な支援を行っていきます。
- 山形市の人口規模に応じて、一時保護所等の代替養育サービスは県との連携により整備が必要となります。

## 【山形県社会的養育推進計画 検討の経過】

○本計画を策定するに当たっては、当事者である子どもの意見をはじめ、幅広い関係者の参画のもと協議を行ってきました。

### 【平成30年度】

- 平成30年9月 「山形県社会的養育推進計画に係る関係機関検討会（第1回）」
- 平成30年12月 「山形県社会的養育推進計画に係る関係機関検討会（第2回）」
- 平成31年2月 「都道府県社会的養育推進計画に係る市町村説明会」
- 平成31年3月 「山形県社会的養育推進計画に係る関係機関検討会（第3回）」

#### 「山形県社会的養育推進計画に係る関係機関検討会」構成機関

- ◆乳児院◆児童養護施設◆児童養護施設を設置する市◆山形県里親会
- ◆児童相談所◆県

### 【令和元年度】

- 令和元年5月 アンケートの実施により当事者である子どもの意見を聴取
- 令和元年7月 「山形県社会的養育推進計画検討会議（第1回）」
- 令和元年8月 「山形県社会的養育推進計画に係る市町村意見交換会」（4地域）
- 令和元年9月 「山形県社会的養育推進計画検討会議（第2回）」
- 令和元年9月 「山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において計画骨子（案）を説明、意見聴取
- 令和元年11月 「子育てするなら山形県推進協議会」において計画骨子（案）を説明、意見聴取
- 令和元年11月 各児童養護施設から県に対して「社会的養育推進計画」の提出
- 令和元年12月 「山形県社会的養育推進計画検討会議（第3回）」
- 令和2年2月 山形県社会的養育推進計画（案）のパブリックコメントを実施
- 令和2年3月 「山形県社会的養育推進計画検討会議（第4回）」
- 令和2年3月 山形県社会的養育推進計画の策定

#### 「山形県社会的養育推進計画検討会議」構成機関

- ◆乳児院◆児童養護施設◆児童養護施設を設置する市◆山形県里親会
- ◆児童相談所◆児童自立支援施設◆母子生活支援施設◆学識経験者
- ◆各総合支庁◆県

